

子ども虐待対応の手引き

子ども虐待防止対応マニュアル

令和元年度改訂版

北海道登別市

【改訂履歴】

R2.2.12 現在

改訂年月	改訂内容
H19.4	【「児童虐待対応の手引き」作成】
H23.4	【「児童虐待対応の手引き」改訂】
H25.6	【「児童虐待対応の手引き」改訂】 ・「子ども虐待対応の手引き」に改称。 ・本市要対協の意見具申「児童虐待未然防止体制強化について」による全面改訂。
H26.4	【「子ども虐待対応の手引き」改訂】 ・本文中の注釈追加、その他細部文言の調整。
R2.2	【「子ども虐待対応の手引き」改訂】 ・本市組織改編に伴うグループ名称等変更。 ・市要綱や法律の改正分を、R2.2時点のものに修正。

***** 目 次 *****

第1章 子ども虐待の基本的理解

1	子ども虐待とは	1
2	法律の定義	1
3	虐待としつけの違い	2
4	子ども虐待とDV	3
5	虐待が及ぼす子どもへの影響	3
6	子ども虐待を引き起こす背景や要因	7

第2章 虐待対応の基本的な視点

1	迅速な対応が必要	8
2	組織的な対応が必要	8
3	保護者への支援が大事	8
4	子どもに対する支援の基本	9

第3章 子ども虐待相談対応の実際

1	通告受付（インテーク）	10
2	初期調査（情報収集と安全確認）	12
3	受理会議（アセスメント）と支援計画（プランニング）	16
4	支援実践と支援評価（モニタリング）	17
5	終結（クロージング）	18

第4章 子ども虐待の予防と連携

1	予防・早期発見の視点	19
2	子ども虐待の通告と通告先	31
3	子ども虐待対応のフローチャート	33

第5章 関係機関の連携体制

1	登別市要保護児童対策地域協議会	34
2	転出先市町村との連携（情報提供とケース移管）	37

資料編

Q&A	こんな時はどうしたらいいの？	39
	登別市における要保護児童に関する相談・支援の流れ	42
	相談機関・連絡先	43

(アセスメント関係シート標準的様式)

要保護・要支援アセスメントシート	44
虐待チェック票（保育所・幼稚園用）	45
児童虐待の早期発見チェックリスト（小中学校用）	46
緊急度アセスメントシート	47

(標準様式)

子育て援助家庭・虐待通告受付票	48
子育て援助家庭・虐待通告受理票	50
ケース進行管理票	50
子ども記録票	51
実務者会議用シート	52
訪問時の標準不在表（初回投函時）	53
訪問時の標準不在表（2回目以降投函時）	54
他市町村への情報提供	55

(関係法令)

児童福祉法（抜粋）	56
児童虐待の防止等に関する法律	67
登別市要保護児童対策地域協議会の設置及び運営に関する要綱	85

***** 子ども虐待対応マニュアルの改訂にあたって *****

* この改訂マニュアルのねらい

増え続ける児童虐待に対し、国は児童福祉法や児童虐待防止法を改正し、地方自治体においては、児童相談所の体制強化、市町村と児童相談所の役割の明確化や連携の強化を図るなど、様々な対策を講じています。

本市における児童虐待防止の取り組みもまた、要保護児童対策地域協議会の設置とともに、児童相談所や警察との外部連携、市における母子保健、教育、障がい等の関係部局との内部連携及びこれら内外の機関の中心となる市のこども相談室の体制強化などを行っています。

児童虐待防止への取り組みについては、法改正や、国の指針・ガイドライン等に、きめ細かな取り組みが求められており、本マニュアルにおいても適宜見直しを行っていく必要があることから、今回、マニュアルを改訂したところです。

本マニュアルは、児童福祉に携わる市の担当課及び関係機関が、実際に現場で対応を行う際の指針になるものとして活用を想定していますが、市民の方にも、児童虐待防止に対し市や関係機関の動きをご理解いただき、ご協力いただきたいと思います。

なお、改訂マニュアル内容は、市の役割を中心に作成していますので、要保護児童対策地域協議会のそれぞれの担当者は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の「市町村子ども家庭支援指針」と併用していただければ幸いです。

* 子どもへの虐待が増えています

全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は、その調査が開始された平成2年度より増加の一途を辿っており、平成30年度には159,850件となるなど、最多件数を更新し続けています。

また、社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する委員会」の報告によれば、平成29年度の第15次報告では65人の虐待による死亡事例が把握されています。

当市においても、平成24年度で2人の虐待による死亡事例が発生しました。

* 子どもへの虐待に対応する法や体制が整備されています

平成 12 年、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法という。」）が制定され、子ども虐待の定義が定められるとともに、虐待の禁止、通告の義務、国や地方公共団体の責務等が定められました。

また、平成 16 年の児童福祉法改正により、市町村が児童相談の第一義的な窓口となり、子どもを守るネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置が求められることとなり、これを受けて平成 18 年に市の相談窓口として「子ども虐待相談室」の設置と平成 13 年度に設置された児童虐待防止連絡会議を要保護児童対策地域協議会に改編しています。

以降、現在に至るまでの法改正により、平成 19 年の改正では、児童相談所に開錠等を伴う立入調査（臨検・捜索）の権限付与、平成 24 年には、改正民法・児童福祉法の施行による親権停止制度の創設、平成 28 年には、児童相談所と市町村の役割分担の明確化、児童相談所の体制強化、要保護児童対策地域協議会の機能強化、そして令和元年には、親権者によるしつけを目的とした体罰の禁止、関係機関の連携の強化等、子どもの安全・安心を確保するための施策の強化が図られています。

* 市には、大きく分けて 3 つの役割があります

市は、児童家庭相談に応じ、必要な調査、指導やこれらに付随する業務を行うこととされ、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、その後の支援に関して積極的な取り組みが求められています。

① 未然防止・早期発見

虐待対応には様々な段階がありますが、何よりもまず起こさないようにすることが大切です。市民への虐待防止に向けた啓発、地域における子育て支援の推進、妊娠から乳幼児期において重要な役割を果たす母子保健との連携が有効です。児童虐待防止法第 4 条において、住民、関係機関（者）の義務を周知し、意識を高めるため、住民や関係機関に対して虐待防止の啓発や研修等を行うよう規定しています。

また、虐待が深刻化する前の段階で、早期にその兆候に気づき、発見・対応することも重要ですし、虐待につながる恐れがある家庭（リスク家庭（以下「子ども援助家庭」という。))を早期に発見し対応することが虐待の未然防止につながります。

市の窓口対応での発見に努めることはもとより、特に子供と接する機会の多い保育所、幼稚園、学校、医療機関、母子保健担当などの機関では、「不自然だな」「変だな」と感じる力を高めておかなければなりません。児童虐待防止法第 5 条では、これらの機関は子どもへの虐待を発見しやすい立場にあることから、早期発見の努

力義務が規定されています。

② 虐待通告の受理と対応

市は、児童家庭相談を行うとともに、要保護児童（被虐待児を含む）を発見した者及び虐待を疑った者からの通告（相談・情報提供を含む）の受理機関としての役割があります。

虐待の通告（相談）を受理した市は、受理会議を行い、まず、速やかな目視による子どもの安全確認を行います。必要な情報を集めてアセスメントを行い、その家庭に対する支援が始まります。必要に応じて児童相談所に連絡・相談を行います。特に緊急度や重症性が高い場合には、児童相談所に送致しなければなりません。（児童虐待防止法第8条）

③ 在宅指導や指導福祉施設退所後の支援

一般の子育て支援サービス等の身近な資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微なケースについて、市が中心となり対応します。

また、児童相談所に主担当が移ったケースでも、児童相談所と連携して対応することがあります。

さらに、一定期間児童養護施設で過ごした子どもが家庭に復帰（再統合）した場合でも、児童相談所から市へ主担当を移して継続的な見守りと支援を行うことがあります。

これらいずれの場合にも、関係機関と連携していくことが重要であり、市要保護児童対策地域協議会において、情報を出し合い、状況の理解や支援目標等を共有し、それぞれの機能を生かしながら役割分担をしつつ、支援していく必要があります。

第1章 子ども虐待の基本的理解

1 子ども虐待とは

子ども虐待を考える上で重要なことは、「子どもの心身の安全を守ること」を最優先にすることです。また、子どもに対する虐待は「子どもの人権を著しく侵害する行為」です。

保護者が子どもを可愛いと考え、子どものために一生懸命に行っている事であっても、それが「子どもの心身を傷つけ、発達を阻害するなど、子供の成長に有害な影響を与える行為」であれば虐待と言わざるを得ません。

また、虐待は、暴力や支配、放任などによって、子どもの心身の安全や成長を脅かすもので、家庭内における「しつけ」とは明確に異なり、親権などによって正当化されるものではありません。

2 法律の定義

児童虐待防止法第2条で、4つに分類し定義していますが、厳密に分類することは難しく、他の種別の虐待行為を伴う場合があります。

児童虐待防止法では、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が、その監護する児童（18歳未満の子ども）に対して行う次の行為としています。

（1）身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。

- ・外傷としては、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、たばこによる火傷など。
- ・生命に危険のある暴行とは、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬に戸外に締め出す、縄などにより一室に拘束するなど。

（2）性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること。

- ・子どもへの性行、性的暴力、性的行為の強要・教唆など。
- ・性器や性交を見せる。
- ・ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。

（3）ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること。

- ・子どもの健康、安全への配慮を怠ること。

例えば、家に閉じ込める（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、重篤な病気になるっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置するなど。

- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心、怠慢な

ど。

例えば、適切な食事を与えない、下着などを長時間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。

- ・子どもを遺棄する。

(4) 心理的虐待

子どもに著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、(以下「DV」という。)) など、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・言葉による脅かし、脅迫など。
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・子どもの心を傷つけるような言葉など。
- ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをすること。
- ・子どもが同居する家庭におけるDV。

注)「DV」：夫婦や恋人など身近な異性から受ける暴力で、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力があり、女性が被害者となる場合が多い。

注)「きょうだい」：兄弟や姉妹と表記すると、男女の思い込みにつながりやすいことから、予断を避けるために平仮名で表記しています。

(5) その他、特殊な虐待

①代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）

親（ほとんどが母親）が様々な手段で子どもの病的状態をつくり、医療機関などに関わりを持つことで精神的安定を得ようとする。献身的に看護する親を演じることで、周囲の人から関心や同情を得ようとする。

【病的状態のねつ造方法】

- ・体温を偽って申告、子どもが嘔吐していないのに「吐いた」と言うなど、虚偽の申告をする。
- ・子どもに薬剤や異物を飲ませたり、血管に異物を注射したり、窒息させるなど、実際に具合の悪くなる症状を作り出す。

②乳幼児揺さぶられ症候群

新生児や乳幼児が全身を強く揺さぶられたり、頭を打ち付けられることにより、頭内部や頸部に損傷を負い、頭蓋内出血や眼底出血に至らせること。

③親子心中

親の都合で子どもに死を強要する、または死に至らしめること。

3 虐待としつけの違い

保護者の意図に関わらず子どもの立場から判断します。

子ども虐待の見極めをする際に、「虐待なのか、しつけなのか」の判断が問題とされます。しつけと虐待は同じ延長線上にあるものではなく、質的に違うものです。

「しつけ」とは、子どもに、自分自身で行動をコントロールする力をつけるための行為であり、「虐待」とは、保護者の意思や思いにかかわらず、子どもの健全な成長を阻害する

不適切な扱いを言います。例え保護者が「しつけ」と捉えていても、子どもの立場から判断します。保護者が子どもの感情や思いを汲み取ることができて、子どもの立場に立てているかを実務的な基準にしています。

このことから、愛情に根ざしたしつけのつもりであっても、保護者の行為が子どもに著しい害を及ぼすものであれば、それはまさしく虐待と言えます。子どもに対する悪影響の有無を最優先して判断しなければなりません。

《しつけと虐待の区別》

区 分	しつけ	支配型虐待	放任型虐待
行為の目的	・ 理性による	・ 期待通りの行動をとらせる	・ 親の都合が優先 ・ 結果としての状態
手段	・ 話し合いによる理解	・ 命令、押し付け ・ 暴力または脅迫、期待	・ ほったらかし ・ 子どもの言いなり
子どもの人格	・ 尊重	・ 認めない	・ 放任
親と違う意見	・ 表現できる	・ 表現できない	・ 表現できる
親の常套句	・ きちんとしなさい	・ 親の言うことを聞け ・ おまえのために	・ 勝手にしたら
社会規範	・ 常に意識	・ 無視または絶対化	・ 無視
他人の援助	・ 受入れ ・ 一応考慮	・ 拒否	・ 拒否
子どもへの影響	・ 自己決定と自己責任 ・ 安定した情緒交流	・ 支配と被支配の関係 ・ ロボット（操り人形） ・ 迎合と弱い者いじめ	・ わがまま ・ 人間関係が希薄 ・ 空虚感

4 子ども虐待とDV

子どもへの虐待とDVは、同時に行われるケースがあるので、DVを見かけたり、DVの訴えがあった場合は、子どもへの虐待を疑ってみる必要があります。

また、DVは同居する子どもに著しい心理的外傷を与えることとなり、子どもに様々な影響を与えます。

5 虐待が及ぼす子どもへの影響

虐待は子どもに様々な悪影響を及ぼします。

子ども虐待は、その内容、頻度や程度、継続期間によって異なりますが、子どもへの心身の発達、人格形成に様々な悪影響を与えます。

(1) 心身への影響

①愛情遮断症候群

栄養不足や心理的、情緒的な影響により、器質的な疾患によらない身長及び体重の増加不良が見られ、また暴力による器質性の損傷のほか、栄養障害及び環境からの刺激や相互関係の不足による中枢神経系の発達不良により、知的発達の遅滞が伴うこと

があります。

注)「器質」：組織細胞によって構成される器官の構造的・形状的な性質

②心的外傷後ストレス障害（PTSD）

過去の虐待等の辛い体験や情景が突然よみがえるフラッシュバックや睡眠中に起きる悪夢や夜驚（悪夢に反応して強い恐怖が生じ、激しく泣く）といった侵入性の精神症状のほか、トラウマ（心理的、精神的な外傷）となった体験につながる会話、人、場所を避ける回避性若しくはそれらの記憶が曖昧になったりする麻痺性の症状があります。

このほか、神経過敏による睡眠障害やADHDのような注意集中困難な症状を示すことがあります。

注)「ADHD（注意欠陥多動性障害）」：不注意（集中力がない）、多動性（じっとしてられない）、衝動性（唐突な行動）の3つを柱にした年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び多動性、衝動性を特徴とする障害。

③感情や感覚の調整障害

些細なことがきっかけで激しい感情を爆発させるパニック状態になり、器物を損壊させたり、リストカット（自分の腕を傷つける行為）やヘッドバンキング（自分の頭を壁などに打ち付ける行為）などの自傷行為をする傾向にあります。また、親からの見捨てられた体験による喪失感から、深い悲しみと怒りを未処理のまま抱えていることがあります。

④人格のゆがみ

適切なケアを受けることが無いと、虐待による心理的な影響が人格の形成を歪めてしまい、人格障害や解離性同一障害につながっていく場合があります。また、中には見捨てられに対する激しい不安や反応を持つに至ります。

注)「人格障害」：認知、感情、対人関係及び衝動のコントロール面の2領域の障害であり、持続的であり社会適応上の重大な障害を招いていて、他の精神障害や薬物の使用によらないものです。妄想性、総合失調質、総合失調型、反社会性、境界性、演技性、自己愛性、回避性、依存性、強迫性の10タイプに分類されています。

注)「解離性同一障害」：人間は、繰り返し強い心的外傷を受けた場合、自我を守るために、その心的外傷が自分とは違う「別の誰か」に起こったことだとして記憶や意識、知覚などを高度に解離してしまうことがあります。こうした解離が進み、「別の誰か」になっている間の記憶や意識の喪失が顕著になり、あたかも「別の誰か」がひとつの独立した人格を持っているかのように、自己の同一性が高度に損なわれた状態を言います。

(2) 対人関係の問題

①愛着関係の問題

健康的な心理的・情緒的発達と安定した人間関係の基礎となる愛着の形成不全が見られます。

誰とも親密な人間関係が築けなかったり、逆に、特に幼少期の場合に、初めての人にも誰彼かまいなしに次々とベタベタと接することがあります。また虐待者へのしが

みつきの結びつけを求めることもあります。

注)「愛着」：子どもと養育者との間に形成される身体的・精神的な結びつきを指す。良好な愛着は、その後の安定した対人関係の基礎（基本的信頼関係）となり、また、共感性や道徳性の発達の基礎となります。

②虐待的人間関係の再現性

虐待を受けた子どもは、虐待的な人間関係のパターンを身につけている傾向があり、また安心できる環境に置かれると「怒りを買う挑発的な言動」を援護者側にも示します。周囲の大人が、このパターンに引きずり込まれ、子どもに暴言を吐いたり暴力を振るってしまう事態が生じることもあります。

③免脱行為の出現

虐待による心の深い傷から虞犯行為や性非行等の様々な問題行動へと走ることがあります。また、叱られるという緊張場面では「凍りつき反応」を見せたり、赤ちゃん返りといった退行行動を示す子どももいます。

注)「虞犯行為」：保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど一定の事由があり、少年の性格や環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れる行為をする恐れのある行為。

④自己及び他者のイメージの問題

虐待を受けるのは自分が悪いからと考えて自己イメージを悪化させ、行動や情緒、人格の形成に影響を受けます。そして、自分はダメな人間として自己評価や自尊感情も低いものとなっていきます。

また、基本的な信頼感を身につけられず、誰に対しても「人は裏切るに違いない」といった対人不信感から、「依存と攻撃」または「支配と被支配」の対人関係に陥りやすくなります。

注)「自己評価」：自分自身に対して自分を評価することで、主観的で肯定的な自己評価を「自信」という場合もあります。自己評価が低すぎる場合、引きもりや自傷行為といった問題行動を引き起こす要因となります。

注)「自尊感情」：自分自身を基本に価値あるものとする評価感覚。自分自身の存在や生を基本的に価値あるものとして評価し信頼することによって、人は積極的、意欲的に経験を積み重ね、満足感を持ち、自己に対しても他者に対しても受容的でありえます。

(3) 世代間連鎖の問題

子どもへの虐待は、先に述べたような子どもの心身の影響にとどまらず、次世代の親子関係に引き継がれる可能性が指摘されています。1987年にアメリカで行われた調査によると、虐待を受けた子どもの3割～5割が、自分が親になった時虐待等を繰り返すという結果が出ています。

しかし、逆に見ると、虐待環境にあっても5割～7割の子どもは、友人や配偶者などの支え、学校や職場、地域の中で良い体験を重ねることで力をつけて、虐待をしない親になっていると言えます。

(4) 虐待による後遺症

虐待により子どもが受ける心の傷は、「最も身近で安心すべき親に対して恐怖心や不信

感を抱くことから、人との愛情形成や信頼性を難しくする」など、健全な人格形成に深刻かつ重大な悪影響を与え、子どもの将来を大きく左右することとなります。

《虐待の分類と被害を受けた子どもにみられる兆候》

虐待の分類	兆 候	
<p>身体的虐待 「首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外に締め出す、縄などにより一室に拘束する、意図的に子どもを病気にさせる」など。</p>	<p>低身長、低体重等発育不良 説明のつかない骨折、あざ、火傷、傷 新旧混在する傷跡（繰返されるケガ） 統制できない行動（怒り、パニック等）</p>	<p>挑発的、攻撃的な言動が多い なれなれしいが叱ると離れる 人を寄せ付けない</p>
<p>ネグレクト 「子どもの健康・安全の配慮を怠っている（例：子どもの意思に反して登校させない、重篤な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する等）、子どもを遺棄する、同居人の虐待を放置する」など。</p>	<p>無気力 低身長、低体重等発育不良 ガツガツ食べる、隠れて食べる 身体、衣服がいつも汚れている 悪臭がする 季節や気候に合わない服装 不潔でぼさぼさの頭髮 必要な医療を受けていない うつ状態で受動的</p>	<p>怯えている 感情表現が乏しい 親の周りの大人の顔色をうかがい、言動に過敏に反応する 将来に悲観的</p>
<p>性的虐待 「子どもへの性交、性器を触る又は触らせるなどの性的暴行、性行為の強要、教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する」など。</p>	<p>性的な話題が増える 年齢に不釣り合いな性的知識がある 性的非行がある 無断で外泊をする 排尿痛やかゆみ 異性への恐怖または接近 急に性器への関心が高まる 他の子どもの性器に触ろうとする</p>	<p>服を脱ぐことを極端に嫌がる 自傷行為 過食、拒食 虚言、不登校、万引き、家出、薬物使用、援助交際等の不良行為や問題となる行動</p>
<p>心理的虐待 「言葉による脅かし脅迫、子どもを無視したり拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰返し言う、子どもの自尊心を傷つけるような言動、他のきょうだいは著しく差別的な扱いをする、子どもの前で配偶者に対し暴力をふるう」など。</p>	<p>自尊感情の欠如 いつも極端に承認を求める 敵意のある行動、口汚くののしる、挑発的</p>	<p>自尊感情の欠如 いつも極端に承認を求める 敵意のある行動、口汚くののしる、挑発的</p>

※虐待の分類は便宜的なものであり、現実には重複していることが多い。

6 子ども虐待を引き起こす背景や要因

子ども虐待は、子ども、保護者、家族、その家族を取り巻く社会環境などの要因によって発生する可能性があり、その形態は様々です。

要 因	内 容
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者自身が若年齢、情緒的、社会的に未熟なため、耐性が低く子どもは保護者を束縛するものと感じてしまう ・自分が甘えたい、依存したいと思っている保護者が、子どもから甘えられ、依存されるとイライラしてしまう。 ○保護者が疾病や精神疾患を抱えており、適切な養育ができない ○子どもの発育・発達についての知識が乏しく、適切な養育ができない ○保護者自身が子どもの頃に虐待を受けるなど、不安定な親子関係で育った体験があると、他者への不信、低い自己評価をもたらした人間関係を構築できない ・暴力を受けた体験は、自分が子育てをするときに再現しやすい（虐待の世代間連鎖）。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ○よく泣く、要求が強い、よく動くなど、手がかかり育てにくい子どもであると、親が子どもに対して否定的な感情を抱いてしまう ○慢性疾患、障がい、未熟児、低出生体重児などで、保護者が子育てに負担感を持ちやすくストレス状態となり、余裕のなさから生じる行動など
家 族	<ul style="list-style-type: none"> ○家族関係上のストレス <ul style="list-style-type: none"> ・離婚、再婚、別居、不和、DV等。 ・夫婦間が相互協力的でなく、支配的・依存的関係である。 ○孤立した育児環境 <ul style="list-style-type: none"> ・家族や親族、近隣から孤立しており、話を聞いたり、育児の協力が無い。 ○経済的に不安定 <ul style="list-style-type: none"> ・失業、転職、借金などにより、生活が困窮し余裕が無い。 ○仕事上のストレス <ul style="list-style-type: none"> ・職場で認められない、人間関係がうまくいかないなど。
社 会	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てへの不安（子どもの育つ社会環境への不安） ○経済的不況 ○体罰を容認する体質 ○子どもを親の所有物とみなす風潮 ○子どもを完璧に育てなければと考える親のプレッシャー ○育児の負担が母親に偏っているなど

第2章 虐待対応の基本的な視点

1 迅速な対応が必要

子ども虐待にはいろいろな場面が想定されますが、ケースによっては生命に危険が及ぶこともあり、猶予の許されない緊急な対応が求められることとなります。

特に迅速な対応としては、

- ・子どもの安全確認に関しては、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引きでは、48時間以内が望ましい」と明記されており、「48時間ルール」として、原則複数職員による直接目視を行うこととなります。
- ・子どもの安全確保を最優先で考えなければならず、親子分離が必要と判断した場合には、速やかに児童相談所へ送致し、一時保護による安全を図ることとなります。
- ・初期の調査では不備な点も多く、緊急性を判断できない場合もありますので、迅速な調査が重要となります。
- ・休日や夜間に虐待が行われることはよくあり、その際の相談や通告に対応するために、24時間365日の体制を整備しています。

2 組織的な対応が必要

相談や通告があれば、その日のうちに緊急受理会議を開催し、その後の対応、調査やアプローチの方法を検討することとなります。

その場合には、

- ・主管するこども家庭グループだけでなく、関係部署（母子保健担当、生活支援担当、教育委員会等）と連携、協議することで、多面的で的確な判断を行うことが出来ます。
- ・対応や方針は会議で決定することとし、担当者一人で判断することは避けます。

3 保護者への支援が大事

子ども虐待が発生する家庭には、経済問題、両親間を含めて家族内の人間関係、病気など様々な問題を抱えていることが多くみられます。保護者の精神疾患などから子どもとの関わりに不安を持っていたり、愛情を感じながらも、保護者の未熟さから養育方法を知らずに、焦りから虐待をすることも少なくありません。

また、虐待相談の9割は「在宅指導」による支援を行っている状況で、多くの家庭では虐待した保護者と子どもが一緒に日々の生活を送ることとなります。このため、保護者に対しては、犯人的な捉え方ではなく、保護者が変わるための支援が重要となります。

保護者支援のためには、信頼関係を構築する必要があり、援護者側は出来るだけ冷静に対応し、保護者理解に努めながら関係をつくるようにします。

しかし、保護者との関係をつけようと思うあまり、虐待を仕方ないことと認めてしまったり、援助者が保護者の代理的に行動することになるような要求を受け入れたりすると、援助者の方がコントロールされてしまうので注意が必要です。

保護者が子どもに対してどう関わられるのか、援助者はそれをどう応援していけるのかという立場をいつも忘れないようにしなければなりません。

そのためには、

- ・保護者を責めることはしないで、相手を理解する姿勢で接します。
- ・「こうあってほしい」という保護者なり子ども像を掴み、保護者の現実の行為がそのために役に立っているのかどうかを伝えていきます。
- ・改善や解決できたことを共感し、誉めながら出来ることを増やしていきます。
- ・援助者側が出来ること、出来ないことを明確に伝えます。

4 子どもに対する支援の基本

虐待を受けている子どもにとって最も必要な支援とは、安全と安心が確保されることです。また、子どもが虐待行為を受けてから、又は不適切な養育環境に置かれてからの期間、虐待行為の程度などにより、子どもには多様な状況が出現します。

人への不信感や恐怖心、不安感を抱いています。更に親をはじめとする家族からの叱責、その他の大人からの否定的な対応を受けることにより、自己肯定感が見られず評価が低くなっている子どもも多くみられます。

そのため、

- ・保護者との信頼関係も大切であるが、心身の危険性を認める場合には保護者の意向に反しても、親子分離（一時保護）により安全を確保することになります。
- ・子ども自身がかげがえのない存在として、認められ、守られているという安心感を覚えられるよう、関わりや見守りを行うことが求められます。

第3章 子ども虐待相談対応の実際

子ども虐待相談の支援プロセスは、大まかに5段階に分けられます。

- 1 通告受付（インテーク）
- 2 初期調査（情報収集）と安全確認
- 3 受理会議（アセスメント）と支援計画（プランニング）
- 4 支援実践と評価（モニタリング）
- 5 終結（クルージング）

この章では、虐待相談がなされた場合における相談の進め方、留意点を確認します。

1 通告受付（インテーク）

（1）相談体制の整備

①職場の誰でも子ども虐待の受付ができる体制

虐待通告は突然になされます。その時点で進行している仕事を中断して対応しなくてはならない事態になります。日常、職場に児童相談担当者がいる場合は大丈夫でしょうが、担当者が休みや外勤時などの場合も想定されます。「担当者がいないので」、「明日、再度ご連絡いただけないでしょうか」という対応は、絶対に避けなくてはなりません。手遅れになる恐れが生じてしまうからです。

そのため、電話を取った職員が通告の聴き取りをすることが必要となりますので、職場内の誰もが虐待相談受付ができるような体制整備や職場内研修による職員の資質向上が必要です。

②子ども援助家庭・虐待通告受付票の準備

虐待通告を受けた際は、必要な聴き取りに漏れが生じないように、子ども援助家庭・虐待通告受付票（様式1）を活用することが望まれます。電話にて通告がなされた時に、すぐ聴き取りができるよう準備しておくことが大事です。

（2）通告受付の方法

①どこからどのような形で通告がなされるのか

虐待相談は、文書、口頭、電話等、その方法にかかわらず、虐待の疑いのある子どもについての相談（情報提供を含む）があった場合は、原則すべて「通告」として受付します。

これらの通告は、直接住民からなされるものと、保育所、幼稚園、学校、警察、児童委員、病院などの関係機関からなされるものがありますが、対応の手順は同じです。

また、「泣き声通報」や「児童相談所での相談」などの場合は、児童相談所から市に通告送致や調査依頼が行われることもあります。

②通告聴き取りの際の留意点

最初は、通告そのものに謝意を伝え、続けて「どんなことがありましたか」、「何か気になることがありましたか」と通告者が何でも話せるよう問いかけます。また、話の中で、事実関係が明確にならない場合、「それはいつのことですか」、「今も続いていますか」、「その発言は誰がしたのですか」、「本人はどう言っていましたか」などと具

体的に聴き取ります。

通告者が主観的な判断で語っている場合は「そう思ったのはどんなことがあったからですか」、「それはあなたがそう思ったのですか。それとも本人が言ったのですか」などと、根拠となる事実を確認しましょう。また、通告者が感情的に混乱している場合は、「驚かれたでしょうね」、「戸惑われたのもよくわかります」、「無理せずお話しできることからお伝えください」などと、通告者の気持ちに添った言葉がけをします。

話しを続けることにためらいがある場合は、匿名性が確保されていることを伝えるほか「お話しただくうえで、何か気になることはありますか」などと、通告者の疑問や不安を明確にして、それを解消するよう心がけましょう。

③子ども本人からの相談の場合の留意点

子ども本人からの相談がなされた場合は、特別な配慮が必要です。まさかと思うような内容でも、しっかりと子どもの話に耳を傾けてください。子どもに話しをしたことを後悔させないように、落ち着いて対応しましょう。

まずは、年齢を確認し、年齢に応じた言葉使いを心がけ、話しやすい雰囲気にする必要があります。子どもが話してくれた勇気を評価し「よく話してくれたね。一緒にどうしたらいいか考えたいので、もう少しお話ししてくれるかな」、「お話ししてくれてありがとう。もう少しどんなことがあったか分ると、あなたを助ける方法が考えやすくなるので、こちらが聞くことを教えてくれるかな」などと、子どもが話す気持ちになるような言葉がけをします。そして、子どもが用いた言葉を大切にして「そうか、嫌なことされたんだね」などと、まずは嫌だと感じた気持ちを十分受け止めます。その上で、「その嫌いなことってどんなことかな」などと子どもの安心と安全を守るために必要な範囲で、無理のないように事実関係を確認していきます。

子どもが保護を求めている際は、児童相談所への通告送致を念頭に、子どもの所在の確認を行い、早急に、直接会って面接する段取りをつけましょう。

(3) 受付会議

①受付会議

虐待通告を聴取した後は、直ちに、複数の職員により受付会議（こども相談室）を行います。

聴取した職員の主観で、「虐待でない」とか「見守りで十分である」とか「通告した機関で対応すべき」とか「緊急性はなさそうだから明日にしよう」などと判断して通告を放置することがないようにします。

②受付会議で判断すべき点

ポイントは2つあります。

1つ目は、子どもの安全確認について方法を検討することです。

「いつ」、「どこで」、「だれが」、「どんな体制で」、「どのような目的で」、「どのように行うか」を決定します。

2つ目は、児童相談所への通告送致の必要性について判断します。

緊急性が明らかな場合は、児童相談所に通告送致を行います。例えば、子どもの受傷の程度が酷い場合、乳幼児期で身体的虐待が繰り返されている場合、極端な栄養障

害や慢性の脱水傾向がある場合、ケガの放置など保護者が子どもに必要な医療措置を採らない場合、性的虐待が強く疑われる場合、子どもと連絡がつかず居所が確認できない場合などは、早急に子どもの安全確認を図ることが必要となりうる事態と認められます。このような場合では、受付会議にて緊急性の有無を判断し、直ちに児童相談所に通告送致を行います。緊急の場合は、文書によらず電話で通告送致を行います。

2 初期調査（情報収集）と安全確認

(1) 情報収集の方法

子どもの安全確認を行う前に、または併行して、関係機関に対し、子ども並びに世帯の情報を収集します。原則、情報提供依頼書を作成（緊急の場合には、口頭により）し、速やかに調査を行います。

具体例としては、

- ・ 市民サービスグループ：住民票にて世帯構成の情報、戸籍謄本にて家族関係の情報、生活相談等の有無や内容情報
- ・ 税務グループ：世帯の申告情報
- ・ 健康推進グループ：母子保健関係の情報（健診、予防接種の受診、新生児訪問など、過去の関わり等に関する情報）
- ・ 保育所、幼稚園、学校：子どもの生活状況、親に関する情報
- ・ 社会福祉グループ：生活保護世帯の確認（被保護世帯の場合は、生活情報等）
- ・ 障がい福祉グループ：障害手帳の所持及び自立支援医療の利用情報等
- ・ 民生委員児童委員：世帯の生活情報、近所付き合いの情報
- ・ 医療機関：受診状況の情報
- ・ 児童相談所：児童相談所での取扱いの有無に関する情報

などがありますが、他に関係したと思われる機関（住宅、警察等）に対しても、情報提供を依頼することもあります。

(2) 安全確認の方法

安全確認の目的は、子どもの状態を確認することと、面接等から親の子どもへの関わりについて判断し、子どもの当面の安全を推測し、児童相談所へ通告送致の必要性の有無について確認をすることですが、家庭訪問時に、継続調査または当面の支援が必要と見られる場合は、次回の面接予定を相談し、世帯と繋がりを持つことが大切です。

《子どもが家にいて、家庭内で安全確認をする場合》

①家庭訪問し安全確認を行う前に決めておくこと

- ・ 訪問者を決めます。複数対応が基本とします。
- ・ 身分を証明するもの（身分証明書、名刺等）、訪問連絡票、ノート、筆記用具、携帯電話を準備します。
- ・ 地図にて訪問する家を確認します。
- ・ あらかじめ電話連絡するか、突然の訪問とするか決めます。
- ・ 電話連絡の場合は、自宅か、携帯電話か、誰にするのか決めます。
- ・ 最初の関わりの時は、保護者の勤める職場に連絡することは極力避けるようにします。

・訪問する時間を決めます。親子が揃っている時間に訪問するようにします。

②家庭訪問しても不在だった場合

家庭訪問連絡票を投函します。市の封筒に入れ、ドアの郵便受け等に差し込みます。連絡票は訪問時にあらかじめ準備しておきます。時間をおいて再訪問する際は、投函した連絡票が残っているかを確認します。

③家庭訪問の際、最初の話しかけをどうするか

人は、最初に会った時の印象が後々まで残るものです。出会った最初のやり取りが大切です。虐待を疑って尋問する姿勢ではなく、心配して訪問したというようなソフトな介入をしましょう、対応の例としては、

「こんにちは、登別市子ども家庭グループの〇〇です。突然お伺いしてすみません」
→「子どもさんのことでお伺いしました。実は、このところ毎日、子どもさんの泣き声が続いているので心配というお知らせをもらったのです。近年は、子どもさんのことで、心配なことに気づいたら、誰でも、市に連絡をしてもらい、困っていることがないか確認することになっているのです。子どもはよく泣くものですが、最近は、そんなことはありませんでしたか？」
→「子育てに困っていることはありませんか？」
→「子どもさんに会わせていただけますか」

④訪問根拠を説明する際の話し方

保護者から「余計なおせっかいです。お引き取りください」などという対応があった際は、さらに踏み込んで話しをしなくてははいけません。通告があった際は、家庭訪問することが責務になっていることを話して、了解を求めましょう。

対応の例としては

「今、マスコミとかでも話題となっているように、子どもへの虐待が問題になっていて、私たちは、子どもに関するお知らせをもらうと、自宅にお伺いして子どもさんの様子を確認しなければいけないのです。子どもが泣いているなんて、よくあることなんですけど、万が一の場合があるので、こうしてあちこちお邪魔しているのです」

⑤家庭訪問の際に確認すること

家庭訪問の際に観察して確認するポイントは、概ね次の3つです。

- ・家の様子を確認します。家、アパートの前に来たら、屋外から外観を観察します（表札の有無、ゴミの散乱、散らかり具合、車や家財の置き具合、子どもの自転車の置き具合等）。玄関に入ったらそこから見える家の中を観察します（ゴミなど衛生面はどうか、家具、生活用具、子どもの遊具、台所は、酒瓶は、生活感はあるか等）。
- ・親の態度を確認します（理解を示す、びっくりする、怒る、無反応、攻撃的になる、悲しむ、渋々承諾する、泣きだす、嫌味を言う、話しが通じない等）。あわせて、夫婦間の様子、親の子どもへの態度を確認します（父母のどちらが話しをしているか、相槌をしているか、夫婦仲は良さそうか、子どもに対しての話しかけ方はどうか「お前がギャーギャー泣くからこんなことになったんだ」、「ちょっと来て、挨拶して」）。
- ・子どもの様子を確認します（全体の雰囲気、清潔か汚れているか、傷、アザはあるか、行動の様子で気になることはないか、知らない人に警戒して親にしがみつく、どたばたと騒ぎまくる、訪問者に抱きつくなど妙になれなれしい等）。

⑥通告が誤認と判明した際の対応

心配していたことが、保護者から事情を聞いたり、子どもと会ったことで解消し、安心した旨を伝えて、訪問に応じてくれたことに謝辞を伝えましょう。

対応の例としては、

「本当に安心しました。突然訪問して、驚かせてしまいごめんなさい。子育てをしていると迷ったり困ったりはつきもの。子育ての情報をほしい時は連絡してください」
(子育てに関するパンフレット等があれば持参し、名刺等とともに渡す)

⑦保護者が虐待事実を認めた場合

家庭訪問の際に、保護者が虐待事実を自ら話したり、認めたりした時に留意するポイントは次の3点です。

- ・子育ての大変さをねぎらいます（例えば、「反抗期で大変ですね」、「下の子が生まれると焼きもちを焼いてしまうものね」、「癩の強いお子さんのようですね」、「旦那さんに協力してもらえそうですか」、「お母さん一人で頑張っていたのですね。お疲れじゃないですか」など）。
- ・当面の支援方法を提案します（例えば、「お母さんのストレス発散のためにも、時々お話を伺いたいのですが」、「また、お伺いしてよろしいですか」、「子育て支援センターを利用してみませんか」、「子どもさんの様子をみてもらうことが必要みたいですね。今度、児童相談所に一緒に行きましょう」など）。
- ・次の面接日、時間などの約束をする（初回の訪問調査は、多くのことを求めず、子どもの安全確認が出来た時点で、第一段階クリアとみて下さい。次回の訪問や来所など、つながりをつくることで訪問目的は概ね達成です）。

⑧親権やしつけを主張する親への対応

- ・答えにくい質問で挑戦してくる親もみられます。しかし、子ども虐待は子どもから見て安全かどうかで判断されるべきであり、それがしつけか否かという親の主観によって、暴力などの行為が正当化されるものではありません。面接場面では、親は「私は～」と自分の立場を主張することが多いので、それを「子どもさんからすると～」というように、子どもを主語に置き換えて問いかけると、一方的なもの言いの勢いを押さえるのに役立ちます。
- ・議論をして、虐待事実を認めさせようとするのは無意味です。逆に、親を追い詰めてしまうことにもなります。虐待をする親の多くは、子どもを人一倍可愛がっている気持ちを持っているのに、上手に子育てすることが出来ないという親たちです。親が養育への考え方を変えていくきっかけになるような問いかけをしましょう。

対応例としては、

(保護者)「悪いことをしないようにしつけするのは親の務めじゃないですか。うちの子どもは言ってもわからないから殴るのです。普通に叱って親の言うことを聞くくらいなら殴ったりしません。私だって悪いことをしたら親に殴られていました。昔の親はみんなそうだったでしょう。自分の考えを変える気持ちはありません。今度、同じことをしたら、私はしつけを行うためにまた殴りますよ。別にアザとか怪我とかさせているわけではないし、手加減して行きますよ」

(相談員)「確かにしつけは大切ですよね。でも、〇〇ちゃんは叩かれてどう感じるでしょうか。どう見ても〇〇ちゃんにとって叩かれて育てられることは、マイナスになることが多いと思います。それに、万が一怪我になったらそれこそ大変です。私たちは叩かないでもしつけが出来る方法があると思うのです」

(保護者)「あるわけねーだろ、あるんだったら言ってみろ」

(相談員)「わかりました。〇〇ちゃんとお父さんのために、必ず見つけるようにいたしましょう。そのためには、間違ったことは言えないので、これまでのことや〇〇ちゃんのことについて、もっと詳しく教えてくださいませんか。これからお時間をとってもらえますか？」

⑨親が安全確認を拒否している場合の対応

家庭訪問の際に、保護者が安全確認を拒否する場合があります。その際は、児童相談所への通告送致を念頭に対応することが必要になります。再度、保護者を説得し、どうしても子どもに会わせることを拒むときは、保護者に対し、児童相談所に知らせることを告知することになります。

対応例としては、

「お怒りは分りますが、これは法律に基づいた調査で協力をいただかないといけないのです」→「なんとか、ご協力をいただけないのでしょうか」→(それでもダメな時は)「残念です。それでは、児童相談所に対応してもらうことになるので、ご承知おきください」

⑩子どもに傷、アザ、火傷の跡等が見られた場合の対応

子どもに会った際に、子どもに外傷が見られる場合があります。その際に必要なことは事実確認です。いつ、どこで、どのようにして出来たものか直接保護者に確認しましょう。治療、手当が必要な状態であれば、すぐさま病院受診につなげます。

保護者に事実確認をした際に、子どもの外傷について正当な理由が見当たらない時は、児童相談所への通告送致を念頭に対応することが必要となります。アザ、傷の原因究明が必要な旨を伝え、児童相談所に連絡することを保護者に伝えます。

《子どもが学校や保育所におり、その施設内で安全確認が出来る場合》

- ①子どもの学校や保育所等に連絡を取り、登校、登園していることを確認します。
- ②学校や保育所等に、下校、帰園時の時間等を聞き、帰宅前に安全確認をさせてもらえるように依頼します。時には下校させず待たせってもらうよう依頼します。
- ③通告が学校や保育所等からあった場合は、経緯やこれまでの子どもの様子について聞きます。
- ④通告が学校や保育所以外からあった場合は、その内容を学校や保育所に報告します(守秘義務が課せられている要保護児童対策地域協議会メンバーであるので可能)。
- ⑤学校、保育所等で傷等が観察された場合は、写真に残し記録しておきます。写真は、とった日や時間、皮膚の状態が分かるように撮ります。全身とアザや傷のアップ写真。大きさが分かるように定規をあてて撮るようにしてください。
- ⑥記録の仕方は、傷等に気づいた日時が重要です。月曜の朝、登校してすぐ気づいたのか、下校間際に気づいたのかでは、怪我が家庭内のものか校内のものか論争に

なります。子どもに「これはどうしたの？」と問いかけてみてください。必ずしも本
当のことを言うとは限りませんが記録します。

⑦傷、アザなどの状態が悪い時は児童相談所に通告することを念頭に対応することにな
ります。この場合、早急に受理会議を開催することが必要になります。

3 受理会議（アセスメント）と支援計画（プランニング）

（1）受理会議（アセスメント）

子どもの安全確認の後、速やかに、複数の職員による受理会議（当市の場合は、子ど
も虐待相談室での会議）を行います。安全確認で得た状況等を報告し、子どもの安全に
ついての緊急度合い、介入の必要性等をアセスメントし、児童相談所に通告送致が必要
かどうかを検討します（状況によっては、事前に児童相談所と情報共有と連携等につい
て協議しておきます）。

また、保護者の養育能力や現在の養育上の問題、保護者を取り巻く親族や友人、関係
機関との関わりから期待できる支援内容についてアセスメントを行い、当面の支援を決
定します。更に、世帯理解や支援のために今後調査する内容等も検討します。検討の結
果は、子ども援助家庭台帳又は虐待通告受理簿に記載します。

要支援とした場合は、家庭訪問、来所相談による面接を実施し、成育史の聴き取りや
ジェノグラム作成を行います。また、学校、幼稚園、病院など子どもを取り巻く関係機
関から詳細な情報を得ます。こうした継続的な調査を行い、世帯へのアセスメントを確
かなものにしていきます。

（2）支援計画の策定（プランニング）

虐待相談の場合、相談を受理することとは、保護者を虐待者と認定することではなく、
親子支援を行うことです。市において、虐待相談を受け、安全確認の上、受理会議にて
支援が必要と判断された場合は、早々に支援目標を設定し、支援の具体的方法と役割分
担を検討していく必要があります。そこで、実際に支援計画を策定するための方法とし
て、市に設置されている要保護児童対策地域協議会において「個別ケース会議」を行う
ことが有効な方法の1つになります。

ここでは、要保護児童対策地域協議会における個別ケース会議の具体的な進め方につ
いて概説します。

《個別ケース会議を開催するまでの準備》

安全確認など初期対応時の結果を踏まえ、ケースの情報整理を行い、会議のための
レジュメ、資料を作成します。関係機関と協議や打合せを行い、場合によってはケー
スと関係が深い機関に簡単な資料の作成を依頼（口頭での情報提供や説明依頼）した
り、アセスメントシートを準備します。その後、召集メンバーを決定し、日程調整を
行います。

《個別ケース会議の実際》

個別ケース会議の進行は、①導入、②情報の共有、③課題の明確化、④対応と役割
分担、⑤今後の支援の確認 の5段階に分られます。

①導入

司会者が会議の意義と目的を説明します。併せて守秘義務の確認と会議の時間配分を示します。

②情報の共有

これまでの経過を簡潔に報告します。通告受理から会議開催までに得られた情報の説明を行います。また、これまで世帯に関わってきた関係機関があれば補足情報を求めます。

その後、ケース理解を深めるため、会議参加者からの情報、意見や質問を受けます。その際、出される情報及びその質を確認します。「～らしい」といった伝聞的なことや、「～と思う」といった主観的な表現がある場合は、根拠を明らかにします。また、「過去に何度か体にアザを作っていたこともある」という情報があったとしても、月日の特定、回数、体のどこの部位なのか、アザの程度、手当の状況、子どもの様子、保護者の態度など、具体的な事実を確認していくことが大切です。

③課題の明確化

出された情報を整理し、ケースの問題点を集約して、課題を明確にします。アセスメントシートを活用したり、親と子それぞれに「気になる点」（例えば、子どもが朝ごはんを食べてこない、不衛生、母がうつ症状、経済的問題、地域で孤立的、子どもへの暴言、夫婦の不仲）を出し合いリスク要因を抽出します。

④対応と役割

課題を整理し、具体的な対応を検討して、担当する機関を決定していきます。リスクを軽減していくためにはどういったことが必要か、もっとも実現できそうなことは何か、優先順序は何か、短期課題、長期課題は何かということについて話し合います。留意するポイントとしては、具体的な支援を決める際に、実現可能な対応に焦点を絞ることと、どの機関の誰が主体的に関わっていくのかを、参加する全ての関係機関が認識できるようにします。

⑤今後の支援の確認

どの機関がどういった役割を何時までにするのかを確認します。ケースに何か変化があった場合は、ケースの進行管理を担う調整機関にて事務を担う登別市こども相談室に情報を報告することや、緊急時の対応方法を確認します。最後に、次回の会議開催日の目安を決め、守秘義務について再確認し終了します。

会議の結果については、子ども記録票及びケース進行管理台帳に記録します。

4 支援実践と支援評価（モニタリング）

（1）定期的な支援評価

支援計画の策定後には、その計画に沿って支援を進められることとなりますが、時々、その計画がどのような成果をあげているかをチェックすることが大切となります。支援の進み具合によって、別の支援が必要かどうかを検討します。

（2）実務者会議

ケースの進行管理は、要保護児童対策地域協議会調整機関の役割であり、支援を行っているケースの総合的な把握を担います。支援評価は、要保護児童対策地域協議会「実

務者会議」で行います。定期的にケースの状況報告を行い、主担当機関の確認、支援方針の見直し、情報交換や個別ケース会議で課題となった点の更なる検討を行います。

実務者会議は、定期的に開催することが適当です。

5 終結（クロージング）

支援は目標の達成とともに終結します。終結の意識を持って支援を進めることで、保護者の自立意識を高めることになり、支援活動の適正化にもつながります。終結は全ての関係を打ち切るのではなく、一つの区切りであり、新たな支援の始めとと考えてください。

（1）終結の判断

要保護児童対策地域協議会実務者会議で行うことが望ましい。課題の克服と目標の達成度を確認し、終結の判断を行います。会議後に、子ども記録票及びケース進行管理台帳に記載します。

（2）世帯の転居に伴う引継ぎと終結

支援を行っている途中で、世帯が他市町村に転出した際は、転出先の市町村で引き継ぎケースの支援を行うことが必要になります。転出後に支援の空白期間が生じると、虐待が再発して重大な事態を招く恐れが出てくるので、速やかに転出先市町村に「情報提供」又は通告を行います。

「情報提供」を行う際は、組織で手続きを行うことを決定し、提供情報の範囲（出来るだけ詳細な情報提供に努める必要があるが、当該世帯のプライバシーや不利益等を考慮した範囲）を決め、速やかに、転出先市町村に連絡し協議を行います。なお、この情報提供については、要保護児童対策地域協議会調整機関にて事務を担う登別市こども相談室が行いますが、他機関においても、同様な形で情報提供を行うことが必要です。

（3）終結面接

終結を保護者又は子どもに対して突然告げるのではなく、ある程度余裕を持って事前に告げ、これまでのプロセスを振り返る時間が必要です。最終の面接では、極力、家庭訪問などで直接、保護者と面接を行い、援助を終結する旨を伝えます。

第4章 子ども虐待の予防と連携

1 予防・早期発見の視点

子ども虐待は、一度それが行われた場合、子どもの発達や情緒・行動に問題を生じさせたり、子どもと保護者の関係に修復困難な大ダメージを与えたり、ひいては虐待の世代間連鎖に繋がったりと、様々な影響を生じさせます。これが、予防・早期発見が要請されるところです。また、虐待の影響は、極めて広範囲かつ長期間に及びます。従って、仮にその虐待の態様が、直ちに生命の危機を招く類のものではないとしても、素早い対応が求められることに変わりはありません。

このような予防・早期発見の重要性を踏まえたうえで、実際に予防・早期発見を図るためには、援助者は何に留意したらよいのでしょうか。特に予防については、未だ虐待を発生していない家庭を対象とするわけであり、理論上は子どもがいる全ての家庭が対象となります。そうした包括的なアプローチとしては、地域住民への広報・啓発活動が挙げられます。それ以外に、対象を絞ってのアプローチとしては、どのようなものが考えられるでしょうか。

子ども虐待は、どのような家庭でも起こり得るものですが、特に発生を招きやすい要因があることも確かです。そうした要因を抱える家庭を、いわば虐待のハイリスク家庭として捉え、重点的に援助することが、予防・早期発見を効果的に進めて行く上で重要になります。

以下では、具体的に虐待の発生要因を記していきます。

①子どもの特性（育てにくさ）

身体障がい、知的障がい、広汎性発達障がいや注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいや難病、その他早生などによる発育不全、性格上の問題（例：かんしゃく持ち、聞き分けが無い等）など。

②保護者の特性（養育能力の不足）

知的障がい、精神障がい（例：統合失調症、うつ病、パーソナリティ障がい、アルコール・薬物依存等）、過去に自身が虐待を受けた経験、若年での出産、社会的経験の不足など。

③家庭内の要因

借入や浪費・失業などによる経済的な困窮、劣悪な住環境、夫婦間や嫁姑間の不和、看護や介護を要する家族の存在、離婚や養育への協力不足や子沢山などによる過重な育児負担など。

④家族の社会的孤立

転居等の理由による周囲との疎遠、希薄な親戚関係、近隣との不仲、その他家庭外との繋がりの乏しさなど。

以上の4つの要因を有する家庭が、重点的な援助の対象となります。援助に当たっては、通常の養育相談の他、乳幼児健診等の母子保健事業、母子・寡婦相談、障がい福祉相談、生活福祉相談、DV相談、市民生活相談などの場も重要な役割を担います。

こうした場を活用して、ハイリスク家庭を捉え、重点的な援助を他部門と連携すること

が求められています。また、この連携をより有機的かつ効果的に行うために、要保護児童対策地域協議会の役割が重要となります。

(1) 子育て援助家庭への対応（ハイリスク家庭への対応）

従前は、通報・相談等により、虐待が発生・発見した場合の対応が主体であり、ハイリスクを抱えた家庭であっても、現に虐待が発生・発見されていない場合は、個別の行政相談又はサービスの範囲での対応を行ってきました。

しかしながら、全国で発生している虐待事案や当市での死亡事案などの検証等において、虐待につながる要因を有する家庭（ハイリスク家庭）に対して、関係機関が連携した中で各種の援助を行い、その要因を出来る限り取り除くことが、虐待の予防・早期発見につながるとされています。

こうしたことから、ハイリスク家庭の情報を速やかに入手し、そのリスク軽減を関係機関と連携し援助を行うこととしました。この援助には、関係機関の情報共有と継続したハイリスク家庭への働きかけが必要となりますので、従前の「要保護児童台帳」に加え、「子育て援助家庭台帳」を作成し、関係機関がリスク段階からの情報共有とモニタリング・アセスメントの実施、援助計画の策定などに活用することとしました。

注)「子育て援助家庭」：虐待につながる要因を持った家庭に対して使用している「ハイリスク家庭」の名称は、「リスク」という言葉が、対象となる家庭・関係者にマイナスイメージを感じさせることから、マイナスイメージの緩和とリスクを抱える家庭に対して、何らかの援助を関係機関が連携して行うとの意思を示すため、「ハイリスク家庭」を「子育て援助家庭」と表現しています。

《子育て援助家庭の主たるもの》

- ・ 妊娠期から養育支援を特に必要とする家庭
- ・ 新生児訪問事業や各種健診等の保健・福祉サービスを受けていない家庭
- ・ 新生児訪問事業や各種健診等のモニタリングなどにおいて、特に養育支援が必要と判断される家庭
- ・ DVが行われている家庭又はDVにより避難してきている家庭で、特に養育支援が必要と判断される家庭
- ・ 精神疾患及び障がいを抱える家庭で、特に養育支援が必要と判断される家庭
- ・ 生活困窮家庭で、特に養育支援が必要と判断される家庭
- ・ 地域で孤立している家庭で、特に養育支援が必要と判断される家庭
- ・ 各種相談等において、子育てに不安等を訴える家庭で、特に養育支援が必要と判断される家庭
- ・ その他、関係機関等において、特に養育支援が必要と判断される家庭

(2) 援助の方法と留意点

子育て援助家庭への支援方法は、支援者が子どもや家庭に直接的な働きかけを行う支援と、子どもや家庭と一定の距離をおいて見守りや経過観察を行う支援に、大きく分けることができます。子どもや家庭の状況により、必要な支援を関係機関等が連携した中で検討・対応していきます。また、定期的に支援状況を確認し、支援内容の見直しを図り、子どもや家庭が真に必要な支援を行うことが大切です。

《子どもや家庭に直接的な働きかけを行う支援の留意点》

直接的な働きかけを行う支援は、保護者等の受入れ意思があつてこそ成立するものであり、保護者等の意向や状況を踏まえながら進めて行くことが大切です。

支援の最終目標は、保護者がより良い子どもへの関わり方を知り、これまでの不適切な関わりを改善することです。目標に近づいていくためには、①信頼関係の構築、②子どもや育児に関する意識の変化、③適切な養育方法の提案、④適切な養育の助言・指導、⑤養育の変化を誉めるといった段階を踏んだ関わりを行うことが大切です。

保護者が自分自身の抱える問題にきちんと目を向けることが出来ない段階で、無理に具体的な支援を提案しても、保護者自身へのマイナス評価や非難と感じてしまい、傷つき、排他的・防衛的に対応したりする等、かえって追いつめてしまう結果にもなりかねません。

いくつかの支援を組み合わせる必要があることも多いと思われませんが、最初から根本的な問題を扱うよりも、保護者が困っていると自覚していたり、取り組みやすいと思われる部分から開始する方が、効果的な場合が多くあります。また、子育てに関連した情報等の提供はもちろんのこと、保護者が地域と接点を持ったり、気分転換を図ることを目的として、保護者が参加できる地域での活動を紹介していく方法もあります。

最終目標に至るまでの過程において、支援者が子どもや家庭と信頼関係を築くことも支援と言えます。結果を急ぎすぎて、支援が押し付けになったり、子どもや家庭等の自主性を奪うような形にならないように配慮する必要があります。

〈見守り・経過観察（子どもや家庭への間接的な支援）における留意点〉

家庭という密室で深刻化し、保護者や子ども自身が窮状を訴えることが少ない子ども虐待において、「見守り」は非常に重要な支援の一つと言えます。しかし、一方で「見守り」の方法は、段階や場面により、多種多様な形があるため、具体的に内容を詰めておかないと、関係機関の間で認識がズレたり、実際に見守りを行う機関が何をしていたりか分からないまま、漠然と対応してしまうことがあります。

「見守り」にあたっては、「何の目的」で「誰が」、「どういう方法で」で行い、結果を「どこに」、「いつまで」に報告するかを明確にする必要があります。

また、見守りにあたっては、子どもや家庭の情報が全く入ってこない場合や保護者や親族等の話でしか子どもの様子を確認できない場合は要注意ですので、関係機関に連絡する必要があります。

目的：家事や育児の状況の把握 誰が：〇〇委員□□さん 方法：外から観察できる範囲での状況確認 結果報告：こども家庭グループ担当に1週間後

目的：子どもの体罰の再発防止 誰が：〇〇小学校□□先生 方法：日常的な観察・着替えや健康診断時の観察 結果報告：次回ケース会議（〇月〇日）までに

保護者への支援は段階を踏んで行うことが大切（いきなり助言・指導しても逆効果）

STEP 1 信頼関係の構築

保護者が支援者の助言を受け入れるようになるためには、まずその土壌づくりから始める必要があります。不適切な養育を行っている保護者は、すでに何度となく周囲から養育態度を批判されてきている場合も多く、他者からの注意を受け入れることが困難な場合が多いです。第一ステップとしては、支援者は保護者の話を共感的に受け止め、保護者が気持ちを打ち明け、相談しやすい存在になることが大切です。

STEP 2 子どもや育児に対する意識の変化

ある程度信頼関係が構築できた段階で、一般的な子どもや育児についての話しをし、子どもや育児に対する意識の変化を促します。**※意識が変わらないと行動変化は持続しない。**保護者が受け入れやすいように「子どもって、こうみたい」と押し付けがましくなく話すよう留意します。

話す内容例：一般的な子どもの発達過程、発達の個人差、健康管理の方法 等

STEP 3 適切な養育方法の提案

保護者が一般的な子どもや育児と、これまで自分が行ってきた育児の差に自ら気が付くことを目指し、適切な養育方法を提案します。

※これまでの養育について、支援者があれこれ批判しない。

STEP 4 適切な養育の助言・指導

保護者が提案を受け入れ、行動を変化させたいという意欲が見えた段階で、具体的な対応方法を助言・指導します。「やってみようかと思われるなら、こんなふうにしてみては」と働きかけます。保護者の出来そうなところから始め、一緒に実際に行う等の工夫が大切です。

STEP 5 養育の変化を誉める

保護者の養育に変化が見られた場合、出来るだけ早い段階で、そのことを評価し、誉めます。そのことにより、変化が持続しやすくなります。

子育てに不安感や負担感、ストレスを抱える保護者等には、指導ではなく、支援を！

○養育態度をせめない。

孤立しながら子育ての苦労を抱え込んでいるつらさを理解しないと、かえって、保護者等を追い詰め、虐待につながったりエスカレートさせてしまいます。

まずは、「つらかったね」「大変だね」と苦労を受けとめることが大切です。

○支援者の評価を押し付けない。

ライフスタイルや価値観は人それぞれです。近年では、家族のありようや生活スタイルも多様化してきています。

子ども虐待は決して許されませんが、支援にあたっては、一人ひとりの生き方や意向、自己決定を十分に尊重する必要があります。押し付けでは、子育ての負担を減らせたとしても、負担感を減らすことは出来ません。

○出来ないことは出来ない、親業もちょっと一休み、それでもかまわないことを伝える。

子育てに不安感や負担感を抱えている保護者は、無理して頑張りすぎていることがほとんどです。

保護者の育児に関する知識が不足していたり、技術が未熟な場合には、実際にやって見せたり、何回か一緒にやってみたりして、それでもできないことは、手伝ってくれる人を見つけるなど、保護者の納得できる方法を一緒に考えていきます。

また、親業をちょっと一休みする方法もあることを伝えましょう。

子ども虐待における保護者支援の目的は、育児技術の向上でも、立派な親にすることでもありません。暴力や支配ではなく、子どもが安心できる親子関係を築くことです。

(3) 児童養護施設等に入所中及び退所後の子どものいる家庭への支援

これまでは、子どもが児童養護施設等（以下「施設等」という。）に入所した場合には、地域での支援をいったん終了するということが多く行われてきました。

しかし、今後は継続的に子どもや家庭の状況を把握していくことが求められていますし、家庭の再統合を図るうえで重要となります。児童相談所や施設等と情報交換していくとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し、家庭の支援を継続的に行っていくことが望まれます。

これらの取り組みは、早期の家庭状況の改善や子どもが施設等を退所後の支援にもつながっていきます。

①施設等に入所中の子どものいる家庭への支援

子ども虐待により、子どもが施設等に入所している家庭は、様々な問題を抱えていると言って過言ではありません。子どもを家庭に置いたままでは、問題の解決が困難、子どもの安全が確保できない時に施設等への措置が行われるからです。

基本的に、子どもや家庭の抱える問題の解決に向けた支援が必要という点では、在宅ケースと共通しており、問題がより深刻なため、施設等による支援も必要となっていると考えた方が理解しやすくなります。

これらを踏まえると、施設等に入所中の子どものいる家庭に対しては、より充実した支援を行っていく必要があります。児童相談所と相談・連携しながら、地域でできることを前向きに検討し、積極的に取り組んでいくことが望まれます。在宅事例と同様、定期的に要保護児童対策地域協議会などのネットワークを活用し、施設や児童相談所の対応状況の確認や地域で必要な支援の内容、支援の進捗状況等を確認することも効果的です。

②施設等を退所した子どものいる家庭への支援

子どもが、施設等を退所する際は、地域が主体となった在宅支援の再スタートです。退所後しばらくは、事例の所管は児童相談所となる場合も多いですが、実質的な支援においては、地域の役割が大きくなります。

施設等を退所するまでには、様々な支援や準備を行い、一定の問題解決がなされていることが条件にはなりますが、全ての問題が解決しているわけではありません。また、保護者と子どもが再度一緒に生活（以下「再統合」という。）する中で新たな問題が出てくることも少なくありません。子どもや家庭をいかに支援し、再発を防止していくかについて慎重に検討し、万全な体制を整える必要がありますし、退所後の家庭の再統合にとって大切なこととなります。

施設等の退所にあたっては、段階的に準備を進めることが基本ですので、子どもが家庭で生活する前の段階で、要保護児童対策地域協議会を開催し、保護者等の変化や環境を注視し、子どもの安全確認を行うとともに、退所後の支援内容を検討しておきます。

また、子どもや家庭に直接的な働きかけを行う予定の支援者は、事前に保護者等と顔見知りになっておくと、その後の支援がスムーズに運びやすくなります。

施設等の退所後の支援は、家庭の再統合を目標として、関係機関が連携し行うことが必要となるとともに、地域での支援も必要不可欠となります。家庭の再統合は、新たな親子関係を再度構築する作業となりますので、その親子にとって長く苦しい時間が必要

となる場合が多くなりますので、継続的な支援を行う必要があります。

(4) 出産前後における支援

子ども虐待を未然に防止するためには、保護者からのSOSを待つのではなく、妊娠時や出産前後の様々な機会に養育支援を必要とする可能性の高い家庭の把握に努め、子育てに関する不安や負担、不安定な養育環境となりやすい要因等を事前に軽減するような支援をしていくことが必要です。

そのためには、母子保健活動を積極的に展開することが非常に重要であり、保健師による家庭訪問などが有効ですが、その後の支援には、保健・医療・福祉関係者や、地域の日常生活における身近な支援者が必要となります。

また、未受診妊婦（飛び込み出産）は、妊娠経過に関する情報が少なく、出産時の母体及び新生児の安全が確保しにくいいため、早産や低出生体重児が多くなります。さらに、妊娠出産に対する意識が低く、養育放棄やネグレクトにもつながりやすく、極めてハイリスクです。

妊婦健診未受診は、複雑な問題を抱え、介入が困難な場合も多いため、接点を持った関係機関だけで抱え込まず、虐待担当グループと連携し、家族の全体像を捉えながら支援することが大切です。

～妊婦検診未受診者の背景～

○養育を行う環境

・母子家庭 ・妊娠中に離婚 ・内縁関係 ・DVを受ける ・子どもの父が複数

○他の子どもへの養育上の問題

・虐待歴 ・健診未受診、予防接種未接種

○経済的問題

・経済的不安 ・生活保護 ・医療費未払い ・無保険

○養育者の状況

・理解力が乏しい ・生活能力が低い ・精神的に不安定（EPDS高得点）

・身体疾患あり（性感染症含む） ・育児知識、技術が未熟

・飲酒、喫煙、眠剤の乱用 ・愛着に問題、子どもに関心なし

・支援に拒否的 ・被虐待歴

○妊婦検診を受けなかった理由

・妊娠に気づかなかった ・健診の必要性を認識していない ・経済的な問題

・妊娠に悩んでいた、困っていた ・忙しかった ・DV ・知的障がい など

①妊娠届出・母子健康手帳交付時、母親学級等開催時

妊娠届出受理及び母子健康手帳交付時や母親学級等の際に、「妊婦アンケート」や「保健師の面談」などにより、保護者の状況把握に努めるとともに、子育て支援の窓口などについての情報を積極的に提供することが求められています。

また、妊娠届出時の「妊婦アンケート」でのアセスメント結果や面接時において「何か違う?」「何かおかしい!」と感じたときは、その根拠を考え文書にしてみることで、気づきがはっきりしたものとなり、養育支援が必要となりやすい要因の把握と支援チー

ムでの問題共有が容易となり、その後の家庭訪問など必要な支援をしていくことに役立つと同時に妊婦家庭との関わりの糸口となります。更に、このアセスメント結果情報により、出産後における子どもへの虐待リスクの把握や対応・支援に役立ちます。

～妊娠期に留意すべき出産後養育支援を必要となりやすい要因～

- ①心身の病気がある（知的障がい・精神障がいなどがある）
- ②若年出産（10代の妊娠）
- ③妊婦自身愛情を受けて育った思いがない（虐待経験の有無）
- ④面接時の様子に違和感があり、攻撃的で不安が多い
- ⑤望まない妊娠（妊婦自身・パートナー）
- ⑥多胎、多産
- ⑦過去に虐待経験や死因のハッキリしない死亡例がある
- ⑧妊娠の届出が遅い（22週を超過している）
- ⑨経済的困窮
- ⑩未入籍等の不安定家族
- ⑪連れ子がある再婚
- ⑫身近に支援者（実家、親類、近隣、友人等）がいない
- ⑬過度の不安の訴え

～「何か違う?」「何かおかしい!」と感じたときの具体的な記載例～

- 「困ったことは無い、体調も問題ない」と言うが笑顔が無く受け答えは小声で元気がない。
- 妊婦とパートナーと一緒に面接をしたが、妊婦はほとんど答えずパートナーが答えてしまい、妊婦の気持ちが聞き取れなかった。 など

②新生児期の家庭訪問時

出産前後は母親の精神状況が不安定な上、哺乳や昼夜逆転による不眠等、慣れない育児の不安への負担感が高いため、家族や周囲からの支援が必要です。

特に、未熟児等、入院が長引き母子が長い間離されていた場合は、母子の愛着形成が不十分になりやすく、加えて、体重増加や発達への不安等、育児ストレスが強いことが多くあり、ゆっくり気持ちを聞き、無理をせず少しずつ赤ちゃんとのふれあいが出来るよう支援することが必要です。

母子保健法での新生児訪問、児童福祉法による乳児家庭訪問事業で、新たに赤ちゃんを迎える家庭を訪問することにより、子育てに関する情報提供、養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言等の支援を行えることは、虐待の予防と早期発見にとって大きな意義があります。

なお、この新生児訪問等事業において、保護者と連絡が取れないため家庭訪問が出来ない状況や家庭訪問時において理由もなく新生児との面接が出来ない場合は、原則1か月以内で文書または電話、又は家庭訪問により新生児の安否確認を行うこととし、それでも家庭訪問又は安否確認が出来ない場合は、虐待担当グループに連絡し、母子保健担当グループと虐待担当グループの連携による対応をとることになります。

～新生児期に留意すべき養育支援を必要となりやすい要因～

- ①未熟児や子どもに基礎疾患がある
- ②多胎
- ③新生児期に入院が長引いた 子どもの入院中面会が少なく、退院を渋る
- ④授乳しない、抱かない、視線を合わせない等、親子の関わりが少ない
- ⑤親が育児を楽しめない、嫌な義務と思う
- ⑥子どものことを「期待外れ」と言うなど、子どものことを否定的に話す
- ⑦乳幼児特有の匂い、よだれ、吐乳、便に嫌悪感
- ⑧子供が泣くと困る、落ち着かない、イライラした様子
- ⑨自制心が少ない（叩く、怒鳴る）、子どもの要求を無視する
- ⑩産後のうつ状態
- ⑪過度な緊急コールを繰り返す
- ⑫夫や家族が子どもに否定的な態度を示す
- ⑬育児に協力が得られない など

③乳幼児健診実施時

乳幼児の健診は、受診率が高く、多くの子どもとその保護者等に会える機会であり、疾病や障がいスクリーニングする場としてだけでなく、養育状況を把握し、支援の必要性を把握する場としての機能があります。特に、養育支援が必要であっても自ら訴えることはしない家庭を把握するための貴重な機会です。

また、来所しなかった未受診児家庭へは、電話や文書、又は家庭訪問により再度受診勧奨を行い、それでも未受診であれば、その旨を虐待担当グループに連絡し、母子保健担当グループと虐待担当グループの連携による対応をとることとなります。

○健診を子育ての支援の場として機能させる

- ・母親同士の情報交換、友達作りの場としての機能
- ・今までの子育てを専門職が認めてねぎらう場としての機能

○養育支援の必要性を把握する機会として機能させる

- ・適切な関係機関に確実につなげる
- ・その場で終了とせず、地区担当保健師を紹介するなど、次に続く対応をする

○問診票を工夫し、子育てに関する項目などを加えることで、その後の支援の糸口とする

- ・問診時に、子育てアンケートなどを活用した面談を行うなどして、養育環境や困りごとなどを把握する

○健診に従事するスタッフ間で情報を共有する

- ・健診カードにスタッフのみが理解できる印をつける等して、検診の様々な場面でのチェックと情報共有が行えるようにする
- ・健診後カンファレンスで健診時の情報やケア方針を共有する

(5) DV家庭における子どもの虐待（DV家庭の子どもは虐待を受けています）

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から受ける暴力のことです。DVは、加害者が被害者を一方的に暴力で支配する

ような犯罪を含む重大な人権被害です。被害者の心身を傷つけるばかりでなく、子どもにも大きな影響を与えます。

DVの種類は、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、多くは何種類かの暴力が重なって起きています。

これまでDVは家庭の中のこととして軽視・放置されてきましたが、平成13年4月13日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定され、DVは人権侵害であり犯罪であるという認識のもと、DV被害者の支援が積極的に行われるようになりました。また、平成16年12月2日にはDV防止法が改正され、DVの定義の拡大や保護命令制度の拡充などの法整備が進みました。

DVは外部から発見しにくく、また、被害者が身体にも心にも大きな傷を負い、時には死に至ることもあります。DV被害の深刻化を防ぐには、対応者が被害者の立場をよく理解し、早期に対応していくことが大切です。

①DVと子ども虐待

DVの家庭に育っている子どもは、自分の両親間で暴力がふるわれるのを日常的に目にする中で、緊張・不安やストレス状態の中で生活をしています。これは、子どもにとってつらく悲しい事であり、子どもの心身を蝕み、慢性的にダメージを与えることもあります。また、DVの巻き添えになったり、子どもが直接暴力の標的になったりする場合や、DVを受け追い詰められた母親による子どもへの虐待などが起きることがあります。さらに、子どもは、家庭内で起きているDVや自らへの虐待を恥ずかしいと思い、他の人に話すことが出来ずに一人で抱え込んでしまったり、家庭で暴力が起きていることを、すべて自分のせいだと思い込んでいたりします。

DVと子ども虐待について考える際には、子どもへの直接的な暴力はもとより、DVの恐怖や絶望感による精神的な暴力も子ども虐待であること、子ども虐待の背景としてDVが行われている可能性があることを認識することが大切です。平成16年の虐待防止法の改正により、子どもの面前で配偶者に対して暴力をふるうことも児童虐待であるとされ、繰り返されると子どもの精神発達に大きな影響を与え、子どもに様々な心身の症状があらわれやすくなります。

こうした子どもたちは、コミュニケーションがうまくいかずトラブルをうまく解決することが難しいため、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることがあります。これは、自分が育ったDVの存在する家庭の人間関係のパターンから学んだ「誤った適応手段」と考えられます。

②DV被害者の状況

DV被害者は、信頼すべきパートナーからの暴力によって外傷を負ったり、長い間のストレスで体調不良になったりします。また、精神的にもひどく傷つき、暴力に耐えるために、感情が麻痺したり、いらいらしたり、無力感・絶望感に打ちのめされたりもしています。

加害者から逃げることは、今まで地域の中で築き上げてきた関係や、自分を支えてきた価値観までも捨てることとなります。また、被害者が恐怖を感じて加害者から逃げる事が出来なかったり、被害者である自分がなぜ出て行かなくてはいけないのかという

やりきれない気持ちがあったりすることも少なくありませんし、長期間繰り返された影響などにより、怪我などの身体的影響にとどまらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）をはじめ、薬物・アルコール依存やうつ状態など精神的な問題を呈することがあります。

《DV被害者の傾向》

- ・いつも恐怖におびえている ・イライラして眠れない ・何も感じない、無表情
- ・ふとした拍子に被害状況がよみがえる
- ・誰も助けてくれないという孤立無援の気持ちになる
- ・パートナーの暴力は自分のせいだという罪悪感がある
- ・加害者から逃げられない絶望感を抱いている
- ・加害者から逃げても、見つかるのではという不安感、恐怖感を抱いている
- ・地元には相談しづらい、人に知られたくないという気持ちが強い

③被害者対応機関における配慮事項

DV被害者対応機関では、被害者支援が子どもへの支援につながるという基本姿勢のもと、対応者は被害者と一緒に子どものことを考えていくことになります。その際には、被害者の立場に配慮しながら子どもの状況を聞いていくことが大切です。

DVの事案は子ども虐待とのかかわりが深く、被害者と子どもの状況は様々です。状況に応じた子ども虐待対応機関との連携が重要となります。また、DV被害から逃げた場合においても、子どもの状況を注視・把握等し、必要に応じ、その家族のメンタルケアなどの支援が大切となります。

～DV相談での配慮事項～

- ①子どもを同伴している場合は、被害者と子どもの状況により、同席させるか別室で待ってもらいかを被害者と相談する。
- ②被害者からDVのことをよく聞くとともに、子どもに対する暴力にもふれる。
◇言葉かけの例：お子さんについて心配事はありませんか？
- ③DVが子育てに及ぼす影響について話したうえで、子どもの心配事について相談できる関係機関の情報を提供する。

④子ども虐待対応機関における配慮事項

DVのケースは様々ですが、対応の仕方によっては、被害者との信頼関係が崩れたり、加害者による被害者や子どもへの更なる暴力につながったりする恐れもありますので、DV相談機関や被害者対応機関（以下「DV相談機関等」という。）と協議し、被害者の立場を考慮しながら対応しなければなりません。また、日頃からDV相談機関等と情報交換を密にし、問題発生時には連携して対応することが求められています。

虐待を受けている子どもの保護者がDV被害者である場合は、被害者に対し、DV防止法や制度の内容等とあわせ、DV相談機関等について紹介してください。

なお、DV防止法では、DV被害者を発見した場合、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するように努めることとなっています。また、医師その他の医療関係者がDVによる怪我などを発見した時は、被害者の意思を尊重して、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報できることとなっています。さらに、DV被害者は、同伴

する子どもとともに、加害者の接近を禁止する等の保護命令を申し立てることもできます。

(6) 保護者に依存症や精神障がいなどが疑われるケースへの対応

保護者に依存症（薬物、アルコール等）や精神障がいがある場合、アプローチの方法を誤ると一挙に状況が悪化する可能性があります。

日頃から、関係機関とともに、依存症や精神障がいについての理解を深める研修の機会を持つことが望まれます。

保護者に依存症や精神障がいの疑いがあるケースの対応にあたっては、個別ケース会議で専門家や医師などに助言・参加してもらうなどして、ケース対応を協議することが大切です。

① 依存症について

親に依存症がある家族は様々な問題を抱えることとなります。依存症にまつわる問題で振り回されないためには、依存症は「病気」であることを理解し、専門医療機関、専門施設と連携を取って、治療につなげるように工夫したり、対応の助言をしたりします。

依存症を抱える家庭の環境は、子どもの成長に重大な影響を与えますので十分なる注意が必要です。

また、依存症の支援では、問題の尻拭いをするような関わりをしてしまうと、その場しのぎの対応になり、かえって問題の根本的解決を長引かせるということもあるので注意を要します。

② 統合失調症やうつ病が疑われる場合

統合失調症やうつ病などの場合は、一般に精神科治療による病状改善が見込まれます。まずは、受診の有無を確認し、治療を受けていない場合は受診を勧めることが必要です。

しかし、重篤な場合は、本人の自己判断能力が低下してしまうため、家族や親族が専門機関に相談することで、具体的な対応方法の助言を受けることもできます。

精神科治療を受けている場合でも、病気の影響から、ストレスに弱い、物事への反応が鈍くなる、要領が悪いなどというような、生活する上での困難を抱えているので、医療・保健・福祉など幅広い連携支援が必要となる場合も少なくありません。

統合失調症やうつ病は、その症状が不安定ですので、不適切な養育対応や怠けているように見えたりします。このような人たちに、頑張るよう励ましたりしがちですが、怠けたり不適切な子育てをしている訳ではなく、「病気のために出来ない状態に陥っている」ということを理解し、精神的に追い詰めないことが大切です。主治医などと連携しながら、その人にあった子育てを支援しましょう。

③ 人格障がいや著しい性格的な偏りが疑われる場合

人格障がいや著しい性格的な偏りのみられる保護者は、子どもを自分の思いどおりにコントロールしようとし、批判したり、怒鳴ったり、暴力をふるったりすることがあります。

保護者の人格障がいや著しい性格的な偏りは、支援を続けるうちに、その特徴がわかっていくことがほとんどです。

安定した人間関係を築くことが苦手で、不安定な精神状態により支援者を振り回すことが多いため、関係者が支援方針についての認識をしっかりと共有することが重要です。

また、対応する支援者が、支援者等を支えてくれる存在を確保し、対応の枠組みへの助言を受けられるような体制を整備することが求められます。

保護者の心理的な不安や悩みを受けとめるためには、専門的なカウンセリングなどの利用を勧め、関係者は、あくまでも子どもの安全や養育環境を確保するための支援に絞って対応していく必要があります。

2 子ども虐待の通告と通告先

(1) 虐待発見の困難性

子ども虐待の大部分は家庭内という密室で行われることが多いことから、虐待の発見が遅れ、最悪の場合は幼い命が絶たれるケースもあります。虐待が疑われる家庭については、些細なことでも見逃さないような地域での見守りが大切となります。

地域で活動する町内会等の役員や民生委員児童委員など、日頃から保護者や子どもと接する機会の多い方々は、保護者や子どもの様子、表情などから、虐待が疑われる場合は、一人で抱え込まずに、子どもの安全を守ることを考え、市や児童相談所などの関係機関職員に通報や相談することが大切です。子どもへの虐待を発見した者は、速やかに市・児童相談所等に通告する義務があります。(児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項)

また、保育所・幼稚園・学校など児童の福祉に職務上関係のある者は、子どもが一日の大部分を過ごす場にいることなどから、子どもへの虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努める義務があります。(児童虐待の防止等に関する法律第5条第1項)

(2) 通告はためらわずに

子ども虐待は決してまれでなく、世間一般の常識や自分の固定観念が当てはまるとは限りません。「実の親が」「あんな温厚な人が」「まさかそんなことを」と考えられる場合であっても、虐待は発生しています。

少しでも保護者や子どもの様子が「おかしい」「何か違う」と感じたら、関係機関に通告・相談をしてください。通報者の情報が当事者に漏れたり、通告の責任が問われることはありません。

市民の皆さんの勇気ある通告により、幼い命が救われるケースもありますし、早期に発見し対応することにより、子どもばかりかその保護者を守り、適切な親子関係を築ける一歩となります。

(3) 子ども虐待の通告義務と通告先

児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条において、すべての国民に対して児童虐待を発見した場合の通告義務が課せられています。

通告先は、市町村又は児童相談所が位置付けられています。

	機 関 名	連 絡 先
通 告 先	登別市こども家庭グループ こども相談室	85-6677 (月～金) 9時～17時30分 (休日、夜間) 85-2111
	室蘭児童相談所	44-4152
	【全国共通】児童相談所虐待対応ダイヤル「 189 (いちはやく) 」 ※お近くの児童相談所へ繋がります。	

※一刻を争うような場合は「110番通報」や最寄りの警察署・交番に通報してください。

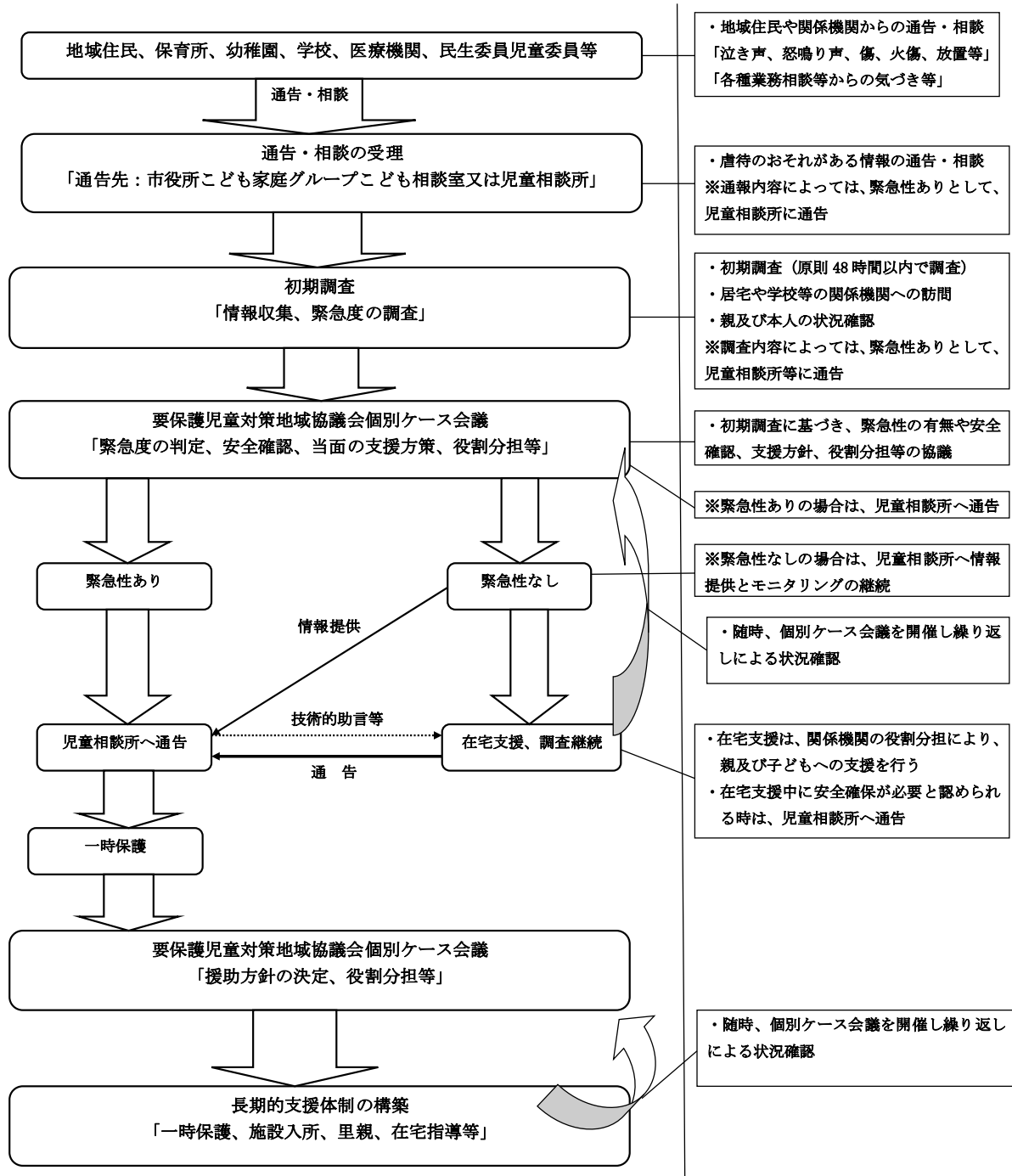
110番通報又は最寄りの警察署・交番

室蘭警察署	46-0110	室蘭市東町4-27-10
登別交番	85-2136	登別市桜木町1-20-6
新生交番	87-0550	登別市新生町4-12-5
登別温泉交番	84-2310	登別市登別温泉町17
登別東交番	83-1110	登別市登別東町2-22-1

3 子ども虐待対応のフローチャート

子ども虐待やそのおそれがある場合は、虐待通告・相談から、調査や一時保護、在宅支援、里親委託、施設入所等を含む支援の終結まで、基本的に次のフローチャートに沿って行うことになります。関係機関においては、この基本的流れに沿った情報共有と支援連携を図る必要が生じます

【子ども虐待対応の基本的フロー】



※本フローチャートは、基本的な流れを表示したものです。ケースごとの状況に応じて個別ケース会議などを活用し情報共有と支援を続けます。

第5章 関係機関の連携体制

子ども虐待に携わる機関は、福祉、保健、医療、教育、警察など多岐にわたるため、適切な援助を行うためには、関係機関の連携・協力のなかで、それぞれの機関の役割を明確にし、お互いに理解しあいながら対応することが重要です。

1. 登別市要保護児童対策地域協議会

子ども虐待を防止するには、組織的な対応が必要なことから、『登別市要保護児童対策地域協議会』を設置して取り組んでいます。要保護児童対策地域協議会の組織は、「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース会議」の三層の会議によって構成され、要保護児童家庭への地域でのネットワーク組織として、子ども虐待の予防、早期発見、支援などを行います。

登別市要保護児童対策地域協議会の構成機関等

関係機関等の名称	機関等の代表者
登別市保健福祉部	保健福祉部長
	こども育成グループ総括主幹
	こども家庭グループ総括主幹
	障がい福祉グループ総括主幹
	社会福祉グループ総括主幹
	健康推進グループ総括主幹
登別市市民生活部	市民サービスグループ総括主幹
北海道室蘭児童相談所	北海道室蘭児童相談所が推薦する者
登別市教育委員会教育部	学校教育グループ総括主幹
	社会教育グループ総括主幹
北海道室蘭保健所	北海道室蘭保健所が推薦する者
北海道札幌方面室蘭警察署	北海道札幌方面室蘭警察署が推薦する者
札幌法務局室蘭支局	札幌法務局室蘭支局が推薦する者
登別市社会福祉協議会	登別市社会福祉協議会が推薦する者
社団法人室蘭市医師会	社団法人室蘭市医師会が推薦する者
登別市私立幼稚園協会	登別市私立幼稚園協会が推薦する者
登別市校長会	登別市校長会が推薦する者（小学校）
	登別市校長会が推薦する者（中学校）

室蘭人権擁護委員協議会	室蘭人権擁護委員協議会が推薦する者
登別市民生委員児童委員協議会	登別市民生委員児童委員協議会会長

(1) 代表者会議

代表者会議は、登別市における要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）を支援するためのネットワークの中心として位置付けられ、「要保護児童等への総合的支援方針や評価」、「情報交換や分析」、「関係機関等の相互連携や協力体制の構築」、「その他要保護児童等に関して必要な事項」などについて協議し、適切な連携の下で、子ども虐待の予防・早期発見及び支援方針などを総合的に進める役割を担います。

(2) 実務者会議

実務者会議は、「各ケースの進行管理や調査研究、振返り」、「各機関における取組み状況等の情報交換、対応方針等」、「困難ケースへの対応」、「啓蒙及び研修事業等の立案及び協力」、「代表者会議又は個別ケース会議から求められた事項」などについて協議する役割を担います。

(3) 個別ケース会議

子ども虐待事案への対応は、保護者や子どもへの関わり方が多種多様であり、支援機関も事案ごとに違う状況となります。このため、個別ケース会議は、発生した事案ごとに関係する機関の実務担当者が集まり、個別ケースの「情報共有」、「問題点の把握」、「支援方針と役割」などを協議し、関係する機関が連携し、適切な支援を継続的に推し進める役割を担います。

また、虐待の未然防止のため、虐待事案発生現象前の個別ケース支援も担うことが求められています。

①個別ケース会議の開催要件・目安

個別ケース会議の開催は、「虐待防止のために必要な複数機関からなり、各機関連携を通じた支援が必要であること」、「虐待予防のために主担機関を明確にし、連携しやすくする工夫が必要であること」、「虐待ケースの課題や役割を明確にし、関係機関の支援効果や情報共有化に役立てること」などの要件を勘案して、要保護児童対策地域協議会の調整機関（市保健福祉部）の長が召集・主宰します。

また、会議開催の主な目安は次によります。

○虐待やそのおそれのある通告・相談を受けた場合

個別ケース会議は基本的に、市が相談を受理したら速やかに開催し、情報収集や安全確認の役割分担決定、当面の支援方針の検討、緊急度の判断、児童相談所への通告等の可否等を協議する場合に開催。

○複数機関の情報共有と連携支援が必要な場合

要保護児童及びリスクを抱える児童とその家族等（以下「要保護児童世帯等」という。）への支援は、関係機関が連携して行うことが適切かつ効果的な支援となり得るので、要保護児童世帯等の情報共有と支援方針、関係機関の役割などを明確にする必要があると判断された場合に開催。

○複数機関による調査、モニタリング、アセスメントが必要となる場合

市民や関係者等からの通報や情報により、要保護児童世帯等の調査やモニタリングを複数機関で行う必要があると判断された場合並びに要保護児童世帯等の措置判断（決定又は解除）や支援のアセスメントを客観的に行うために、複数機関の意見・支援等が必要と判断された場合に開催。

○関係機関及び担当者が要保護児童世帯等の処遇対応等判断に必要となる場合

関係機関や担当者が、要保護児童世帯等の支援方針や処遇対応の判断を行うにあたり、複数機関から、その判断に資する意見を聴取する場合に開催。

○困難ケースへの対応に苦慮している場合

困難ケースは、その特性から生じる事象が多岐にわたることなどから、そのケースの出口イメージが持てない場合や問題解決への条件、対応する機関の判別がつかないなど、関係機関や担当者がその対応に苦慮している場合に開催。

○担当者や関係機関等において会議開催が必要と判断された場合

ケース対応を行うに当たり、担当者や関係機関等において会議開催が必要と判断した場合に開催。

○代表者会議及び実務者会議の求めに応じる場合

地域協議会の求めに応じて情報交換や協議会の運営に関する事項などについて協議を行う場合に開催。

②個別ケース会議の進め方

個別ケース会議は、必要に応じ、それぞれのケースごとに組織され、様々な立場の関係者がそれぞれの思いを持って参加してきますので、次のポイントに注意しながら実効的な協議の場として機能させることとします。

○情報は出し惜しみしない

ケース情報は、個人のプライバシーであることから、関係機関において「この情報は、支援には関係ない又は個人の不利益につながる恐れがある」などと判断し、協議の場に出さないことが見受けられます。支援は、要保護児童ばかりでなくその家族や関係者など、全ての事柄に及びます。

○目標設定は具体的に

会議では、具体的な目標設定に努めるようにしましょう。例えば「母親との信頼関係をつくる」という目標では、具体的にどうすればよいのかわかりません。「今度の父兄参観日には、母親に来てもらいましょう」という目標であれば明確になります。

○それぞれの関係機関の役割と期日の確認

目標に対して、「誰が、何を、いつまでに、どうやって行うのか」を協議し、確認をすることが必要です。

よくやりがちですが、「学校は引き続き見守りをしていただき、何かあったら子ども家庭グループに連絡を」ということでは、具体的に何を見守ればいいのか、何があったら連絡をすればいいのかわかりません。「父兄参観日までに、担任と校長が、母親に対して少なくとも一度は「ぜひ、子どもの授業を見に来てください」と直接話しをする」ということにすると具体的なアクションが明確になりますし、「母親と直接話しが出来なかったので連絡します」となりますし、期日が「父兄参観日まで」と決まりま

す。当然、「父兄参観日が終わったら一度状況を確認しましょう」となり、次回の会議又は情報交換の時期が必然的に決まることとなります。

○一番困っている人（機関）に焦点を

参加者の「困り方」には必ず濃淡があります。参加者の中で、一番困っている人や機関を支える又は共に考えるという視点で会議を進めましょう。

○無理に「一致」ではなく、「共有」を目指す

各機関にはそれぞれの機能や制約があります。無理に全ての事柄について一致を目指すのではなく、ケースについての情報や評価、各機関の専門性に基づく知識の共有を目指しましょう。

○会議で決まった事柄は、全員で再確認

会議で決まった事柄は、最後に全員で再確認することが大切です。同じ会議に参加しても、それぞれの受け止め方は異なっていることを経験したことがあると思います。決まった事柄を再確認するためにも、要約筆記により会議内容を記載することを心掛けましょう。

③個別ケース会議の招集

個別ケース会議の招集は、登別市要保護児童対策地域協議会の設置及び運営に関する要綱において「調整機関の長が招集し、調整機関の長が指名した座長が主宰する。」との規定から、調整機関である市保健福祉部長が招集し、保健福祉部長が指名した機関が主宰します。

このことから、個別ケース会議の開催を希望する関係機関や担当者は、調整機関の事務を取り扱うこども家庭グループこども相談室に開催要請を行うこととします。要請を受けた調整機関は、原則、個別ケース会議を招集することとなります。

なお、開催要請は、ケースの緊急度等から速やかに開催する必要がありますので、電話等の簡易的手法でも可能とします。

また、調整機関から関係機関への個別ケース会議への参加依頼についても、開催要請と同様に電話等の簡易的手法による場合もあります。

2 転出先市町村との連携（情報提供とケース移管）

要保護児童等に関する相談支援活動は、原則として子どものいる保護者の居住地を管轄する市町村が行うこととされています。子どもの保護者の転出が確認された場合には、管轄する市町村が変わることになり、「ケース移管」をします。

ケース移管は、原則として子どもや保護者等の了解を得て行いますが、了解が得られない場合でも、引き続き支援が必要と認める場合にはケース移管をします。

ケース移管の必要性は、転出等による家庭環境の大きな変化自体が、家族にとって新たなストレスとなることが多いことや転入先では孤立化が生じやすい等のことから、支援の必要性が高まるとともに相談支援活動の継続性が求められているためです。

また、ケース移管に当たっては、個人情報保護等に配慮しつつ、子どもや保護者の状況、これまでの対応の経過等、今後の支援に必要な情報などを提供します。子ども虐待等が生じている家庭は、複雑な背景を有していることも多く、必要に応じ、転出前後市町村

や関係者による引継ぎのための会議開催や職員の派遣等による情報提供・収集などの連携が望まれます。

円滑な支援のためには、転出前に転出先市町村に連絡し、ケース情報の提供を行い、転出後にケース移管をすることが望まれます。特に、保護者の了解が得られている場合には、転出前の主たる支援者と転出後の関係機関が、保護者を交えて必要な支援体制の整備を図ることも有効となります。

また、市が転出後にその事実を把握した場合は、転出先が判明していれば、必要に応じ、出来るだけ速やかに転出先の市町村と連絡を取り、情報提供とケース移管を行います。その際、これまで支援をしてきた関係機関に知らせないまま転出した場合は、虐待等が生じている家庭における支援に拒否的であること、DVや借金苦などからの逃避等により転出を余儀なくされることもあるなどが推測され、支援を必要と認める状況が続いていると考えられます。

時には、ケース移管がないまま、支援が必要と思われる家庭が転入した事実を把握することがありますが、転入前の市町村が判明していれば、出来るだけ速やかに転入前の市町村と連絡を取り、必要に応じ情報提供とケース移管を受けます。

なお、市では子育て援助家庭に対する支援を行っていますが、この家庭は、現に虐待が生じて、継続している家庭ではありません。虐待へのリスク軽減を図る目的で支援を行っていることから、この家庭の転出にかかる情報やケース移管については、個人情報の保護等に十分な配慮をした中で、転出先市町村に提供する情報内容等について、調整機関又は個別ケース会議で協議・決定した中で提供し、子育て援助家庭への継続的支援にむすびつけることとしています。

いずれの場合においても、子どもの福祉を図る観点から、適切に対応することとし、継続的な支援につなげていくことが必要ですので、柔軟な対応を行い、切れ目ない支援に努めることが望まれます。

Q1

子ども虐待の予防・早期発見の重要性もわかりますが、個人のプライバシーの尊重との兼ね合いはどのようにしたらいいのでしょうか？ 特に、行政機関が個人の家の中のことをあまり口を出すのは嫌がられます。

A

個人のプライバシーは十分尊重すべきです。しかし、子どもの安全の確保は、最優先すべき事項です。これまで、「法は家庭に入らず」といった言葉に象徴されるように、私的な領域への公的機関の介入は出来るだけ控えるべきといった風潮がありました。

しかし、家庭内の暴力は、それでは対応できないことから、虐待防止法や「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」も整備されてきたのです。

とは言っても、実際に「子ども虐待」が行われているのではないかと行って、むやみに個人の家庭の中に土足で踏み込むようなまねはできません。

そこで、普段から子どもや保護者に接する機会を活用し、親子の様子を確認します。母子手帳交付時や母親学級、健診といった母子保健事業や子育て支援センター・子育て広場等の子育てサービスの利用時などはもちろん、転入手続や児童手当等の申請時、生活保護等の福祉サービス利用時、市民相談利用時など、あらゆる機会を通し担当所管と連携し、さりげなく親子の様子等を確認（子ども同伴でない場合は、子どもの状況について聞くようにする）し、「気になる家庭・親子」があれば、保健師の訪問や民生委員児童委員等による日常生活状況の見守りなどにつなげていくことが大切です。その際、虐待の発見というよりは、子育てに悩みや困難を感じている家庭で、支援が必要かどうかという視点からのアプローチを行うことを前提とし、外から支援が必要か、どのような方法で誰が接触することが適当か等について、客観的判断ができるよう、複数の機関により総合的、多角的に検討することが適切です。

もちろん、通告等により、子どもの安全が危惧される状況であれば、児童相談所と連携し、毅然とした姿勢で介入することになります。

Q 2

出産前から養育能力に問題があり、母子保健担当者が支援してきた家庭で、出産後も子どもへの適切な関わりが期待出来ません。

どの時点で虐待事例として対応すればよいのでしょうか？

A

不適切な関わりから虐待までは連続的に進行するものであり、「虐待か・虐待ではないか」の2分法的な捉え方は、法的対応が必要な場合を除き、現場においては無意味ですし判断を誤せる要因にもなり得ます。特に、虐待のリスクが高い状況になってしまうと、親への関わりが非常に困難になる場合が少なくありません。

虐待の未然防止のためにも、育児不安や負担など虐待につながる要因を抱えている時から、他機関で関わり、親子関係を見守りながら、子どもの安全について判断することが必要です。

Q 3

保護者が支援を受けず、うまく関わる事が出来ませんが、どうすればいいのでしょうか。

A

孤立しながら子育てをしている保護者等の中には、支援しようとしても「何の問題もない」といって、受け付けないことがあります。誰でも、自分の家のことに他人からなんやかんやと言われるのは嫌なものです。

特に、地域から孤立している保護者等は、人とつき合うことが非常に苦手であったり、人との信頼関係をなかなか築けなかったり、自らの気持ちや状況をうまく伝えることが出来なかったりします。保護者等の心情や状況を受け止めることが必要です。

しかし、孤立したまま放置すれば事態は悪化する危険性があります。また、保護者等との信頼関係を築けなければ有効な支援が出来ません。

相手の立場や相性等によって、保護者等の対応が変わることがあります。こういう時こそ支援者のネットワークを生かして、保護者等が受け入れやすい人が支援の窓口を担い、支援につなげていくようにします。併せて、子の役割を担う支援者のしんどさを受け止め、支えていくことも必要です。

また、「何の権利があって他人のことを調べたり、口を出すのだ」と言われることもあります。そういう時には、冷静に説明できるよう、普段から、自分たちはどのような根拠に基づいて行動しているのか、法律や制度を十分周知するとともに、支援の方針等についても、関係機関で共通認識を持つことが重要です。

Q 4

親から殴られている子どもが、非常に反抗的で殴られても仕方がないと思ってしまうのは、支援者としては失格でしょうか？

A

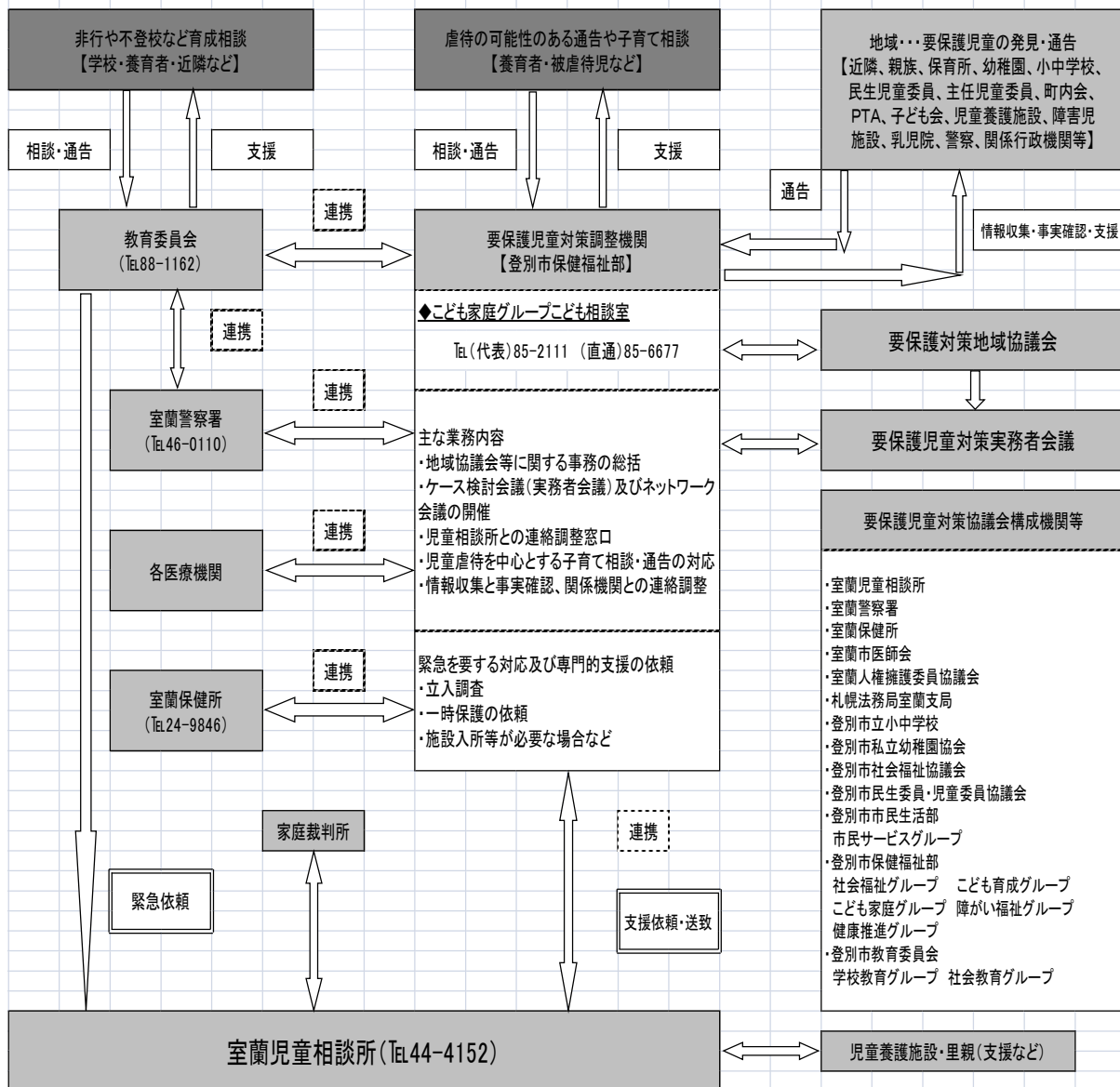
虐待され続けてきた子どもの中には、言うことを聞かないし、約束を破ったり、人の気持ちを踏みにじるようなことをする子がいます。それは、その子どもが、人生の最初の対人関係である母親等と安定した関係性を築けず、優しくされた経験や自分の気持ちを大切にもらった経験がほとんどないからです。その代り、暴力による人間関係を学んでいます。そして、どんなに優しく見える人に対しても「いつかきっと殴られる」、「嫌われる」という不安を抱き、その不安を抱える緊張に堪えられず、わざと暴力を誘発するような行動をして、怒られると「やっぱりこの人も親と同じだ」と逆に納得し、安心するのです。また、相手がどこまでなら怒らないか、本当に殴ったりしないのか、様々な形で、周囲の人間を試します。

だから、虐待を受けて育った子どもは、周囲から見て「可愛げがない」、むしろ「憎たらしい」ということも少なくありません。そして、本気で子どものことを思い、子どもと向かい合っていれば、時には「憎たらしい」と思ってしまうことは仕方が無いことです。しかも、子どもは、そんな大人の感情を非常に敏感に察知し、また、愛情を確認しようとする試し行動が増えます。これは、家庭という閉ざされた空間で虐待をエスカレートさせる1つの要因にもなっています。

しかし、子どもがそのような態度をとるのは、あくまでも虐待の結果であり、その反対ではないことを、しっかりと理解する必要があります。

そして、出来るだけ子どもの行動に振り回されないようにするため、支援者自身の資質向上に努めることや、その支援者メンタルケアと支えるネットワークが必要です。

登別市における要保護児童に関する相談・支援の流れ



相談機関・連絡先

0歳から18歳未満の子育てで気になっていることがある人は、気軽にご相談ください。

機 関 名	連 絡 先	子ども相談の主なもの
登別市 こども家庭グループこども相談室	平日 85-6677 休日・夜間 85-2111	・虐待の相談や通告先 ・子育て全般の相談
室蘭児童相談所	平日 44-4152	・虐待の相談や通告先 ・子どもに関する相談 ・子どもの発達に関する相談、判定
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」		
中央子育て支援センター	81-3715	・地域での子育て支援や相談
登別子育て支援センター	80-2772	
鷺別子育て支援センター	84-1235	
登別市健康推進グループ (登別市総合福祉センター)	85-0100	・妊娠期から乳幼児の健康診査 ・育児相談や指導
登別市社会福祉グループ	85-2008	・生活保護相談
登別市障がい福祉グループ	85-3732	・障がい児相談 ・各種障がいサービス相談
のぞみ園	85-7721	・子どもの発達相談
登別市市民サービスグループ	85-3491 85-2139	・生活全般の相談 ・DVに関する相談
登別市 教育委員会学校教育グループ	88-1162	・不登校、いじめ等の相談 ・ことばの遅れの相談 ・学校教育全般の相談
登別市 教育委員会社会教育グループ	88-1129	・青少年の非行相談 ・家庭教育全般の相談
室蘭保健所健康推進課健康支援係	24-9846	・精神保健相談 ・女性の健康相談
ファミリーサポートセンター	88-0033	・仕事や急病等における子ども預かり、送迎などの相談
<p>「どこに相談したらいいのか分からない、気になっているけど相談していいのかな？」と、お思いの方もおられると思いますが、相談先が違う場合でも、相談内容に合う機関につながりますので、気軽にご相談ください。</p> <p>上記の機関では、子どもを育てている家庭を応援するため、相談や各種サービスの提供・紹介を行っています。</p>		

要保護・要支援アセスメントシート

虐待通告(来所・電話) 要保護児童相談(来所・電話) 通告・相談受理日(令和 年 月 日) 受付者:()			
主な内容			
児童氏名	性別(男・女)	生年月日(令和 年 月 日)	年齢(歳) ()保育所・幼稚園・小学校/中学校(年 組) 在籍
養育者氏名	続柄()	生年月日(令和 年 月 日)	年齢(歳) 職業()
養育者氏名	続柄()	生年月日(令和 年 月 日)	年齢(歳) 職業()
児童住所	登別市 町 丁目 番地	住居の状況(持家 アパート マンション 借家 公営住宅) 電話番号()	
家族構成	実父 養父 継父 実母 養母 継母 父方祖父 父方祖母 母方祖父 母方祖母 兄(人) 姉(人) 弟(人) 妹(人) その他()		
記載日	月 日		
	該当あり	心配なし	不明
要保護・要支援となりやすい要素			
子どもの状況	1	発育・発達	・身長増加不良 ・体重増加不良 ・発達の遅れ ・このばの発達の著しい遅れ ・発達のアンバランス ・その他()
	2	健康状態 身体状況	・不潔 ・不自然なケガやあざ ・慢性疾患、障害 ・重度のアトピー、喘息(アレルギー疾患) ・その他()
	3	情緒の安定性	・表情が乏しい、無表情 ・夜尿、遺尿、失尿が多い ・眠りが浅い、夜泣き ・うつ敵、活気がない ・緊張が高い ・その他()
	4	問題行動	・多動 ・乱暴 ・自傷行為 ・不登校 ・暴力 ・万引き ・家出 ・虚言 ・急激な学力低下 ・年齢不相の性的な興味、関心、言動 ・その他()
	5	基本的な生活習慣	・年齢相応の基本的習慣が身につけていない ・年齢に不相応な行儀の良さ ・その他()
	6	関係性	・養育者との関係が不自然(なっていない、拒否、怯える、萎縮) ・視線を合わせない ・家に帰りがたがらない ・身体接触をひどくいやがる ・孤立 ・誰とでもごたごた ・同年代の子と遊べない ・その他()
養育者の状況	7	健康状態等	・疾患(身体、精神) ・障害(身体、知的、精神) ・依存症(アルコール、薬物) ・慢性的なストレス状態 ・うつの ・その他()
	8	性格的傾向	・よく怒る ・攻撃的 ・衝動的 ・体罰の容認 ・感情不安定 ・自己中心的 ・社会的未熟な性格 ・その他()
	9	日常的世話の状況	・衣食住の世話をしない ・事故が多い ・健診、予防接種を受けさせず ・しつけをせず ・過度のしつけ ・子どもとの関わりが少ない ・その他()
	10	養育能力等	・発達理解がない ・育て方がよくわからない ・家事能力が低い ・依存的 ・育児不安が強い ・育児をしようとしていない ・その他()
	11	子どもへの思い・態度	・かわいいと思えない ・受容がない ・きょうだいを差別する ・拒否的 ・無関心 ・過干渉 ・権威的 ・イライラする ・その他()
	12	問題認識・問題対処能力	・子どもや養育上の問題認識(自覚)がない ・子どもを守れない ・子どもの状況より親の要求を優先 ・虚言癖 ・共感性が乏しい ・危機の解決ができない ・ストレスを解消できない ・その他()
養育環境	13	夫婦・家族関係	・夫婦不和、対立 ・家族不和、対立 ・夫婦間暴力 ・家庭内暴力 ・その他()
	14	家族形態の変化	・離婚、死別、別居 ・同居、内縁、再婚 ・一人親世帯等 ・その他()
	15	養育者との接触度	・本児は在宅で養育者とのみ一緒にいる時間が長い ・その他()
	16	きょうだい関係	・きょうだいに疾患、障害がある ・きょうだいが多い ・その他()
	17	住宅状況	・不衛生 ・居室内の著しい乱れ ・転居を繰り返す ・住所不定 ・その他()
	18	労働状況	・定職なし、失業中 ・働く意欲がない ・転職を繰り返す ・不規則な就業時間 ・就労によるストレス(疲労) ・その他()
	19	経済状況・経済基盤	・経済的不安がある ・生活苦 ・計画性の欠如(ギャンブル、借金等) その他()
20	地域社会との関係	・親族から孤立 ・近隣、友人から孤立 ・育児援助者がいない ・相談できる人がいない ・その他()	
非変動環境	21	妊娠・分娩の状況	・望まない妊娠 ・妊婦健診未受診での分娩 ・出産後精神疾患(マタニティブルー、産後うつ等) ・その他()
	22	本児の出生状況	・低出生体重児 ・多胎 ・先天性の疾患等 ・その他()
	23	養育者との分履歴	・出産後の長期入院(分離) ・子どもとの分離(施設入所等) ・養育者が一定しない ・その他()
	24	養育者の年齢	・第1子出生時十代の親 ・その他()
	25	養育者の生育歴	・養育者自身の被虐待歴 ・親から愛されなかった思い ・親と対立 ・厳格な親に育てられた ・その他()

虐待チェック票(保育所・幼稚園用)

施設名	
児童名	
生年月日	令和 年 月 日 歳
記入日	令和 年 月 日
記入者名	

児童について	身体面	1	特別な病気がないのに、身長や体重の伸びが悪い。
		2	(※) 不自然なケガ、やけど、あざが見られる。
		3	身体が不潔で、垢が付着したり、爪が伸びている。
		4	季節にそぐわない服装であったり、衣服が不潔で洗濯されていない。
	情緒面	5	(※) 発達の遅れがある。基本的な生活習慣の遅れがある。
		6	表情が乏しく元気がない、笑わない、表情が暗い。
		7	何事にも意欲が乏しく、集中できない、友達や保育士・教諭への関心がない。
		8	食べ物に異常に執着する。
		9	保護者への執着がなく希薄な状態である。親が困ることをわざとする。
	行動面	10	視線を合わせない。
		11	(※) 怯えた泣き方をする。抱かれると異常に離れたがらず、不安な状態が続く。
		12	些細なことでもかんしゃくをおこす。
		13	保育所・幼稚園からなかなか帰ろうとしない。
		14	過度に緊張する。受け答えが少ない。集団に入れず孤立している。
		15	(※) 保育士・教諭の顔色をうかがったり、接触を避けようとする。
		16	かんしゃくが激しく、友達に対して乱暴な行動がみられる。
		17	他人を執拗に責めたり、異様ないじめ方をしたり、時には威圧的である。
		18	用事がないのに保育士・教諭の周りにベタベタとまとわりつく。
保護者について	親子関係	19	子どもとの関わりが少ない。扱い方が不自然である。
		20	(※) 子どもや育児に関心が低い。拒否的な発言をする。放置する。
		21	(※) 子どもの健康状態に関心が低い。健診や受診のすすめを拒否する。
		22	極端な自己流の育て方をしている。
		23	育児に疲れイライラして子どもにあたる。人前でもひどく叱る。とりつくろうとする。
		24	子どもを受容できず(拒否的な言動)、親の行動を優先させる。
		25	(※) 連絡せずに欠席させ、連絡をすると保護者が不在、寝ている、食事をしていない。
	26	他の兄弟や他の子どもと差別や比較をする。	
	親の問題	27	発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
		28	生活上のストレス(夫婦関係、経済的問題)があり、自分のことをよくしゃべる。
		29	(※) 理解力が乏しい。保護者(父・母)の病気や障害が疑われる。
		30	他の保護者と関わることを極端に嫌う。
		31	忘れ物が多い。連絡帳のやりとりができない。
32		地域で孤立している。	
33	家の中が乱雑、不衛生である。		

上記チェック項目について虐待が疑われる場合に詳しく記入してください。

保育所・幼稚園としての方針

その他

(※)の項目は要注意

児童虐待の早期発見チェックリスト(小中学校用)

年 組 氏名 担任氏名

1. 児童・生徒の様子及び保護者の様子から、児童虐待と思われる状況を把握する。

(1) 登校時の出席状況や児童観察などの場面で

該当あり	心配なし	不明	児童・生徒の様子	月日	記入者氏名	備考
			傷やあざ、やけどの跡などが見られる。	/		
			服装や顔、頭髪、手足、口腔内が不潔である。	/		
			季節や気温にそぐわない服装をしている。	/		
			過度に緊張し、教師と視線を合わせられない。	/		
			理由が明確でない、または連絡のない遅刻や欠席が多い。	/		
			きょうだいで服装や持ち物に極端な差が見られる。	/		

(2) 授業中や給食時などの場面で

該当あり	心配なし	不明	児童・生徒の様子	月日	記入者氏名	備考
			教師の顔をうかがったり、接触を避けようとする。	/		
			最近、授業に集中できず落ち着かない、成績の低下が著しい。	/		
			人とうまく関われず、友達に対しても乱暴な言動が見られる。	/		
			握手など身体的接触に対して異常に反応する。	/		
			虚言が多かったり、自暴自棄な言動が見られる。	/		
			小動物や虫を執拗にいじめたり、生命を奪ったりする。	/		
			食べ物への執着が強く、給食のおかわりを何度も要求する。	/		
			極端な食欲不振がみられる。	/		
			いつもおどおどして、何気なく手を挙げて身構える。	/		
			表情や反応が乏しく、元気がない。	/		
			集団から離れていることが多い。	/		
			異常なほど丁寧な言葉遣いやあいさつをする。	/		
			必要以上に人に気に入られようとする振舞いや、笑わせようとする言動が見られる。	/		
			放課後になっても何かと理由をつけて、家に帰りがたらない。	/		
			日常会話や日記・作文等に、放課後や休日の生活の様子が出てこない。	/		

(3) 健康診断の場面で

該当あり	心配なし	不明	児童・生徒の様子	月日	記入者氏名	備考
			発育・発達(低身長・低体重・歩行・言葉など)が著しく遅れている。	/		
			衣服を脱ぐことに異常な不安を見せる。	/		
			説明のつかない不自然なケガ、やけど、あざが見られる。	/		
			身体や服装が不潔で、汚れや臭い、垢の付着、伸びた爪などが見られる。	/		

(4) 保護者との関わりや保護者の様子

該当あり	心配なし	不明	児童・生徒及び保護者の様子	月日	記入者氏名	備考
			教師との面談や家庭訪問を拒否する。	/		
			発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。	/		
			子どもとの関わりが乏しい、または冷たい態度など不自然な点が見られる。	/		
			長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとしない。	/		
			子どもが夜遅くまで外で遊んでいた、徘徊していても黙認している。	/		
			学校からの電話に出ようとしない。	/		
			子どもの外傷などに対する説明に不自然な点がある。	/		
			子どもの発育等に無関心で、育児についても拒否的な言動が見られる。	/		
			教材費や給食費を滞納している。	/		
			子どもを無断で欠席させることが多い。	/		
			子どもの成績や評価、学習用具等の準備などに無関心である。	/		
			子どものしつけに関する言動が常に変わる。	/		
			子どもの健康状態に関心が低く、医療機関の受診や入院を拒否する。	/		
			他の保護者と関わることを極端に嫌う。	/		

※一つ一つの項目だけでなく、総合的な視点から判断すること。

緊急度アセスメントシート

児童氏名 _____ 生年月日: _____ 作成日: _____

①	子どもや保護者が保護を求めている <input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が子どもの保護を求めている <input type="checkbox"/>	
YES		
NO	② 子どもや保護者が訴えている状況が切迫している <input type="checkbox"/> 確認には至らないものの性的虐待の疑いが濃厚 <input type="checkbox"/> 「このままでは何をするかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え <input type="checkbox"/>	YES
		緊急度AA
		分離を前提とした緊急介入
		緊急一時保護を検討
	③ 子どもにすでに重大な結果が生じている <input type="checkbox"/> 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患) <input type="checkbox"/> 致命的な外傷、内臓破裂、頭蓋骨骨折、火傷など <input type="checkbox"/> ネグレクト(栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄) <input type="checkbox"/>	YES
		緊急一時保護を検討
	④ 重大な結果が生じる可能性が高い <input type="checkbox"/> 乳幼児、多胎児、低出生体重児、虚弱児である <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為(頭部・顔面打撲、首絞め、戸外放置、溺れさせる、シェーキング) <input type="checkbox"/> 性行為に至らない性的虐待 <input type="checkbox"/>	
YES		
NO	⑤ 虐待を繰り返す可能性が高い <input type="checkbox"/> 新旧混在した傷や入院歴がある <input type="checkbox"/> 過去に、通告、一時保護、施設入所歴、きょうだいの虐待歴がある <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の自覚、認識がない <input type="checkbox"/> 保護者が精神的に不安定で、判断力が衰弱している <input type="checkbox"/>	YES
		緊急度A
		発生(再発)防止のための緊急支援
		発生前の一時保護を検討
	⑥ 子どもに虐待の影響が明らかに出ている <input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、おそれ、おびえ、不安が強い <input type="checkbox"/> 無表情、表情が暗い、過度のスキンシップを他の大人に求める <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状(発育・発達遅れ、腹痛等) <input type="checkbox"/>	YES
		緊急度B
		集中的支援の実施
		集中的支援 場合によっては一時保護を検討
	⑦ 保護者に虐待につながる危険がある <input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情、態度 <input type="checkbox"/> 精神状態の問題がある(うつ的、育児ノイローゼ等) <input type="checkbox"/> アルコール、薬物等の問題がある <input type="checkbox"/> 性格的問題(衝動的、攻撃的、未熟性) <input type="checkbox"/> 行政機関等からの援助に拒否的、あるいは改善が見られない <input type="checkbox"/> 家族や同居者間での暴力(DV等)、不和 <input type="checkbox"/> 子どもの日常的な世話をする人、支援してくれる人がいない <input type="checkbox"/>	YES
		緊急度C
		継続的総合的支援の実施
		継続的総合的支援 場合によっては一時保護を検討
	⑧ 虐待発生の可能性が家庭環境にある <input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの発育上の問題(発達遅れ、障がい等) <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動(攻撃的、盗み、徘徊、自傷行為、過食等) <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴(被虐待歴、愛されなかった思い等) <input type="checkbox"/> 子どもへの養育態度や知識の問題(意欲の欠如、知識不足等) <input type="checkbox"/> 家族状況(祖父母等含む保護者の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、ひとり親等) <input type="checkbox"/>	YES

※判断に当たっては、各チェック項目を参考とすること。参考に出来る情報がこれ以外にある場合は空欄に記入すること。

子育て援助家庭・虐待通告受付票

受付者		受付番号		—			
受付年月日		令和 年 月 日()		午前・午後 時 分			
		電話・来所・その他()					
被虐待児童	ふりがな						
	氏名						
	生年月日	年 月 日生(歳)					
	就学等状況	未就学	幼稚園	保育所	小学校	中学校	高校
家族構成	住所					電話	
	保護者	氏名 (続柄:)		年 月 日(歳)			
	住居	職業・勤務先等:					
	家族構成及び特記事項	自宅(戸建・マンション) 借家(戸建・アパート・公営住宅・他)					
通告者	氏名					匿名希望(有無)	
	住所(所属)					電話	
	関係	家族・親族・近隣・学校・幼稚園・保育所・病院・市担当 保健所・児童相談所・他市町村・民生児童委員・その他()					
	通告意図	子どもの保護 調査依頼 相談 その他()					
	調査協力	協力(承諾・否) 結果報告等(要・否)					
	情報源						
リスク要因又は虐待内容	虐待者: 実父 実父以外の父 実母 実母以外の母 その他()						
庁内対応	受付会議	令和 年 月 日()		出席者	部長 次長 総括主幹		
		午前・午後 時 分			主査 担当員 相談員		
	対応方針(緊急度の理由)	子育て援助家庭対応 ・ 子ども虐待対応 ・ その他 緊急度AA ・ 緊急度A ・ 緊急度B ・ 緊急度C					
	緊急保護送致	要 否				担当	
	送致年月日(年 月 日)						

※受付番号は、(○—◇)○は年度、◇は年度ごとに受理した順につける。

※受付番号は支援終了まで、ケース番号として固定管理する。

子育て援助家庭・虐待通告受付票(附表)

	・誰から	・いつから	・頻度は	・どんなふうに
子育て家庭 又は虐待 通告・相談内容				
虐待等の種類	虐待「主◎・従○」: 身体的・心理的・性的・ネグレクト・不登校			
子育て 援助要因	健診未受診・家庭訪問拒否・各種チック・経済的・DV・不登校			
	保護者精神疾患()・その他()			
子どもの状況	・現在の居場所:			
	・通所、通園、通学の状況:	常時通所等・時々通所等(連絡有) 時々通所等(連絡無)・長期に休み(7日以上)		
家族の状況	・家族内の協力者()			
	・家族以外の協力者()			
情報源と保 護者の了解	・通告者は 実際目撃している。悲鳴や音等を聞いて推測した。			
	・通告者は 関係者()から聞いた。			
	・保護者は この通告を(承知・拒否・知らせていない)			

令和元年度 要保護児童等 受理簿(新規・継続)

No	通告機関 受理月日	ケース 番号	児童名		保護者名	住 所	ケース区分 虐待・リスク等種別	虐待者	備 考
			(生年月日)	(性別)					
							要保護 要支援 特定妊婦		
							要保護 要支援 特定妊婦		
							要保護 要支援 特定妊婦		
							要保護 要支援 特定妊婦		
							要保護 要支援 特定妊婦		
							要保護 要支援 特定妊婦		
							要保護 要支援 特定妊婦		
							要保護 要支援 特定妊婦		
ケース区分と対応する虐待・リスク等種別									
[要保護] 身体虐待/性的虐待/ネグレクト/心理的虐待/不登校・非行/ [要支援] 保護者に障害・疾病/子に障害・疾病/経済的不安/施設等退所児童/不適切な養育状態/その他のリスク/ [特定妊婦] 若年/経済的不安/妊娠葛藤/母子手帳未発行/妊婦健診未受診/心身不調/									

令和元年度 ケース進行管理票(相談受付)

※本進行管理票は、当該年度中に終結されないケースを継続して記載する。従って、年度末(3月31日現在)で継続されているケースを記載するとともに、新年度で発生したケースを追加して作成する。
※「対応年月日」は、ケース会議・訪問面談等の日を記載 ※「状況等」は、対応した状況を簡潔に記載する。例えば「個別ケース会議」「家庭訪問」「文書呼出し」「電話確認」「〇〇所より情報提供」等

受付番号	受理日	管 理 記 録							
		対応年月日	1回	2回	3回	4回	5回	6回	備考
要保護・援助		対応年月日							
児童名(年齢)		状況等							
生年月日・所属									
保護者名		対応年月日	7回	8回	9回	10回	11回	12回	
住所		状況等							
			対応年月日	13回	14回	15回	16回	17回	18回
		状況等							

子ども記録票		(R 年 月 日作成 : R 年 月 日加筆)			
受付日		R 年 月 日受理	ケース番号	—	種別
子ども	ふりがな	男	生年月日	S・H・R 年 月 日	
	氏名	女		()歳 ()ヶ月	
	所属	保育所・幼稚園・学校(年 組)			
	現住所				
本籍地					
相談者	氏名	(子どもとの関係)			
	連絡先				
	主訴				
家族同居・縁故者	続柄	氏名	生年月日	年齢	就学・就労・健康状態・連絡先等
生活状況					
福祉サービス利用状況					
その他特記事項					
関わり機関	機関名	担当部署	電話	援助内容	
備考					

令和 年度 第 回実務者会議用シート

会議日: R 年 月 日

番号	受理年月日	受付番号	児童名	保護者等名	虐待等種別	町名	支援機関名			概況(経過・現況 アセスメント結果等)	当面の支援プラン
	性別		生年月日				年齢	◎ 所管機関名	○ 直接援助機関名		
	次回検討日		保育所・幼稚園等 学校等								
1							◎				
							○				
2							◎				
							○				
3							◎				
							○				
4							◎				
							○				

- ※ 「支援機関名」は、児童相談所やこども家庭Gこども相談室(市の担当グループ)、保健所、学校等で、ケースに関わる機関を記載し、主たる所管機関に◎、主たる直接援助機関を○、その他関係機関名を記載する。
- ※ 「概況」には、簡潔に要保護児童の状況のほか、通告機関での対応やアセスメント結果等を記載
- ※ 「当面の支援プラン」は、当日の実務者会議結果を記入。例えば、「個別ケース会議の開催」、「当面現在の支援方針に沿い対応」等を記載

訪問時の標準不在表（初回投函時）

令和 年 月 日

様

お子様の状況について

お子様の ちゃんの状況についてご相談するため、
令和 年 月 日 午前・午後 時 分に訪問しましたが、お留守でお会いできませんでした。

お忙しいとは思いますが、令和 年 月 日までに、登別市保健福祉部こども家庭グループまでご連絡をお願いします。

このままですと、 月から児童手当 児童扶養手当の支給が止まりますので、必ずご連絡をお願いします。

連絡先：登別市保健福祉部こども家庭グループ

電話：85局6677番（担当： ）

児童手当・児童扶養手当の支給については、法律的に、継続して受給されている場合であっても、**現況届とお子様の状況確認が必要**となっており、当市では、小学校入学以前のお子さんの確認を、新生児訪問や乳幼児健診（1歳半及び3歳児）などを活用して行っています。

残念ながら、貴殿におかれては、「現況届が未提出」であり「新生児訪問・ 歳児健診が未受診」となっていますので、至急、「現況届の提出」と「新生児訪問・ 歳児健診」をお受けください。

新生児訪問・ 歳児健診の連絡先

登別市総合福祉センター しんた21

健康推進グループ

電話85局0100番

訪問時の標準不在表（2回目以降投函時）

令和 年 月 日

様

お子様の状況について

お子様の ちゃんの状況についてご相談するため、
令和 年 月 日 午前・午後 時 分に再訪問しましたが、お留守でお会いできませんでした。

お忙しいとは思いますが、令和 年 月 日までに、登別市保健福祉部こども家庭グループまでご連絡をお願いします。

このままですと、「お子さんの養育環境を確認するため、室蘭児童相談所に送致し、呼び出し等の対応を行わなければならないこととなります」ので、必ずご連絡をお願いします。

連絡先：登別市保健福祉部こども家庭グループ

電話：85局6677番（担当： ）

「児童福祉法第25条」及び「児童虐待の防止等に関する法律第6条」の規定により、児童の安全確認を行うため「児童虐待に係る通告」を行うこととされており、その通告に基づき、児童相談所は「児童虐待の防止等に関する法律第8条」に基づく措置（面会その他の安全確認を行うための措置）を行うこととなっています。

今のままでは、お子さんの安全確認ができませんので、市では室蘭児童相談所に送致し、お子さんの安全確認のため「出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護」などの必要な措置を採ってもらおう対応を行うこととなります。

期日まで、必ずご連絡をお願いします。

他市町村への情報提供

登 こ 家 第 号
令和 年 月 日

〇〇 市町村長 様
(虐待担当所管課宛)

登別市長



虐待家庭の市町村間の転入転出に係る情報提供について

このことについて、次の子どもの家庭については、これまで関係機関の連携により支援してきましたが、貴（市町村）に転出されましたので、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項により、情報提供します。

なお、この情報提供については、（家族の同意はとれておりますが・家族の同意がとれておりませんので）、当家族の心情を十分配慮の上、慎重に対応されますようよろしくお願ひします。

記

1. 子どもの氏名 登別 次郎（平成〇〇年〇月〇日生）
2. 家族構成

世帯主	実父	登別 太郎	昭和〇〇年〇月〇日（男）	〇△商事
配偶者	実母	登別 花子	昭和〇〇年〇月〇日（女）	無職
兄	長男	登別 一郎	平成〇〇年〇月〇日（男）	小学3年生
本 児	次男	登別 次郎	平成〇〇年〇月〇日（男）	

3. 新住所 〇〇市〇〇町1丁目1番1号（転出年月日：令和〇〇年〇月〇日転出）
4. 旧住所 登別市中央町6丁目11番地
5. ケース概要 別紙のとおり

※ 提供情報範囲については、虐待所管グループにおいて検討し提供すること。場合によっては、要保護児童対策地域協議会実務者会議又は個別ケース会議における協議結果による提供とすること。

※ 子育て援助家庭の情報提供については、現に虐待事案が起きている家庭ではなく、おそれがある家庭（リスク家庭）であることに鑑み、虐待所管グループでの検討、又は関係機関と協議し、提供の可否及び範囲について検討し提供すること。

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- ④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第10条の2 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに
応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
 - ホ 児童の一時保護を行うこと。
 - ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
 - ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

- (1) 里親に関する普及啓発を行うこと。
- (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- (3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
- (4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。
- (5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

- ② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。
- ③ 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。
- ④ 都道府県知事は、第一項第二号トに掲げる業務（次項において「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- ⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ⑥ 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- ⑦ 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

- ② 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八條第一項各号に掲げる措置を執ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言または指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第三項に規定する業務（前條第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。
- ⑥ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。
- ⑦ 都道府県知事は、第三項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。
- ⑧ 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

第13條 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

- ② 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
 - 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
 - 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第七号にて同じ。）に従事したもの
 - 三 医師
 - 四 社会福祉士
 - 五 精神保健福祉士
 - 六 公認心理士
 - 七 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - 八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの
- ④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
- ⑤ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うために必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（次項において、「指導教育担当児童福祉司」という。）が含まなければならない。

- ⑥ 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。
- ⑦ 指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ⑧ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。
- ⑨ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。
- ⑩ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

第14条 市町村長は、前条第四項に規定する事項に関し、児童福祉司に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。

- ② 児童福祉司は、その担当区域内における児童に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

- ② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第25条の2 地方公共団体は、単独又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総轄するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- ⑥ 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置した

ものを含む。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの(次項及び第八項において「調整担当者」という。)を置くものとする。

- ⑦ 地方公共団体(市町村を除く。)の設置した協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。
- ⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

第25条の3 協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第25条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 三 前2号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあった者

第25条の6 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第25条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第25条の7 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第25条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要する者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。
- 三 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 四 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第8条の2第1項の規定によ

る出頭の求め及び調査若しくは質問、第29条若しくは同法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要する者は、これを児童相談所に送致すること。

二 次条第2号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。

三 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第29条若しくは同法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

第25条の8 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第25条の規定による通告又は前条第2項第2号若しくは次条第1項第3号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 第21条の6の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第26条 児童相談所長は、第25条の規定による通告を受けた児童、第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号、前条第1号又は少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項、若しくは第18条第1項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らな

ればならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
 - 二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業（次条第1項第2号及び第34条の7において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者（次条の措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。
 - 四 第25条の7第1項第2号又は前条第2号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
 - 五 保育の実施等が適当であると認める者は、これをそれぞれの保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
 - 六 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 七 第21条の6の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。
 - 八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。
- ② 前項第1号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。
- 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、指導養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させるこ

と。

四 家庭裁判所の審判に付すことが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

- ② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第3号の措置に代えて、指定医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。
- ③ 都道府県知事は、少年法第18条第2項の規定による送致のあった児童につき、第1項の措置を採るにあたっては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。
- ④ 第1項第3号又は第2項の措置は、児童に親権を行う者（第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることはできない。
- ⑤ 都道府県知事は、第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かななければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

第27条の2 都道府県は、少年法第24条第1項又は第26条の4第1項の規定により同法第24条第1項第2号の保護処分の決定を受けた児童につき、当該決定に従って児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行うものを除く。）又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。

- ② 前項に規定する措置は、この法律の適用については、前条第1項第3号の児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置とみなす。ただし、同条第4項及び第6項（措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合に係る部分を除く。）並びに第28条の規定の適用については、この限りでない。

第27条の3 都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第33条、第33条の2及び第47条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

第27条の4 第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号の規定により行われた指導（委託に係るものに限る。）の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第28条 保護者が、その児童を虐待し、若しくはその監護を怠り、その他保護者に監護させる

ことが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置することができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
 - 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- ② 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、若しくは監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。
 - ③ 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があった場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。
 - ④ 家庭裁判所は、第1項第1号及び第2号ただし書並びに第2項ただし書の承認（次項において「措置に関する承認」という。）の申立てがあった場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
 - ⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。
 - ⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
 - ⑦ 家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行つた場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
 - ⑧ 第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

第33条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれて

いる環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

- ② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置（第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- ③ 前2項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第1項又は第2項の規定による一時保護を行うことができる。
- ⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第28条第1項第1号若しくは第2号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。
- ⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。
- ⑦ 前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第5項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。
- ⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。
 - 一 第31条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
 - 二 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- ⑨ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第2項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第31条第4項の規定による措置（第28条

第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。第11項において同じ。)を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。

⑩ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第8項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

一 満十八歳に満たないときにされた措置に関する承認の申立てに係る児童であつた者であつて、当該申立てに対する審判が確定していないもの又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において第28条第1項第1号若しくは第2号ただし書若しくは第2項ただし書の規定による措置が採られていないもの

二 第31条第2項から第4項までの規定による措置が採られている者（前号に掲げる者を除く。）

⑪ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第31条第4項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

⑫ 第8項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第1項又は第2項の規定による一時保護とみなす。

(目的)

第 1 条 この法律は、児童の虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第 3 条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた満 18 歳となった者に対する自立の支援を含む。第 3 項及び次条第 2 項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 1 項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第 1 項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の

整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

[H28.6.3 雇児発 0603 第1号] I-2 家庭と同様の環境における養育の推進

家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要であることから、その旨を法律に明記する。

一方、保護者により虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合に、現状では児童養護施設等の施設における養育が中心となっているが、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を一層進めることが重要である。このため、こうした場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則である旨を法律に明記する。（以降の条文において同様とする）

[H29.6.21 雇児発 0621 第 1 号]IV その他所要の規定の整備

児童虐待の防止等に関する法律第 5 条では、児童虐待の早期発見に係る責務を有する者として医師、保健師等が例示されているが、同様に児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている「歯科医師」も例示に追加すべきであるとの指摘があった。

これも踏まえ、医療関係職種を例示している他の規定を含めて整理し、歯科医師のほか、同様に児童虐待防止対策において重要な役割を担っている保健師、助産師、看護師も併せて例示に追加することとする。(以降の条文において同様とする)

[R1.6.26 府共第 98 号 子発 0626 第 1 号]IV-6 連携強化すべき関係機関の明確化

国及び地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、強化を図るべき関係機関間の連携の例示として、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携を明記すること。

[R1.6.26 府共第 98 号 子発 0626 第 1 号]IV-1 児童が転居する場合の措置

児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(児童虐待の早期発見等)

第 5 条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に業務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第 1 項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第 2 項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

[H28.6.3 雇児発 0603 第 1 号] I-2 家庭と同様の環境における養育の推進

家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要であることから、その旨を法律に明記する。

一方、保護者により虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合に、現状では児童養護施設等の施設における養育が中心となっているが、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を一層進めることが重要である。このため、こうした場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則である旨を法律に明記する。(以降の条文において同様とする)

[H29.6.21 雇児発 0621 第 1 号]IV その他所要の規定の整備

児童虐待の防止等に関する法律第 5 条では、児童虐待の早期発見に係る責務を有する者として医師、保健師等が例示されているが、同様に児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている「歯科医師」も例示に追加すべきであるとの指摘があった。

これも踏まえ、医療関係職種を例示している他の規定を含めて整理し、歯科医師のほか、同様に児童虐待防止対策において重要な役割を担っている保健師、助産師、看護師も併せて例示に追加することとする。(以降の条文において同様とする)

[R1.6.26 府共第 98 号 子発 0626 第 1 号]IV-2 児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること、並びに児童虐待の早期発見に努めなければならない者に警察官及び婦人相談員が含まれることを明確化すること。

[R1.6.26 府共第 98 号 子発 0626 第 1 号]IV-3 児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務

① 学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこと。

② ①の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待防止法第 5 条第 2 項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと。

(児童虐待に係る通告)

第 6 条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第 25 条第 1 項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治 40 年法律第 45 号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第 1 項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第33条第1項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

二 児童福祉法第26条第1項第3号の規定により当該児童のうち第6条第1項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第25条の8第3号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

[H28.6.3 雇児発 0603 第1号]Ⅲ－7 児童相談所から市町村への事案送致等

児童虐待の対応については、①市町村は、在宅支援や子育て支援事業等、児童や保護者の身近な

場所における支援を、②児童相談所は、立入調査や一時保護、施設入所等の措置等の行政権限を活用しつつ、児童や保護者に対する専門的な支援を行うこととしているが、現行法上、市町村から児童相談所への事案送致の規定はあるものの、その逆の規定は設けられていない。このため、改正法では、虐待事案が適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致できることとする。

(出頭要求)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載して書面により告知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 第8条の2第2項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(臨検、搜索等)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第1項の許可状(以下「許可状」という。)を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現存すると認められる資料及び当該児童の保護者が第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。

4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第1項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。

6 第1項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

[H28.6.3 雇児発 0603 第1号]Ⅲ-8 臨検・搜索手続の簡素化

現行法上、臨検・搜索を実施するには、出頭要求(任意)、立入調査を行った後、再出頭要求を行う必要があるが、臨検・搜索は、児童の安全の確認・確保の最終手段であることを踏まえ、必要な場合には、迅速に実施できるようにする必要がある。

このため、臨検・搜索までの手続に要する時間・手間をできる限り短縮できるよう、再出頭要求を経ずとも、児童相談所が裁判官の許可状を得た上で実施できることとする。

(臨検又は搜索の夜間執行の制限)

第9条の4 前条第1項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した前条第1項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

第9条の5 第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(臨検又は搜索に際しての必要な処分)

第9条の7 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第9条の8 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

第9条の9 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその他の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第10条 児童相談所長は、第8条第2項の規定による児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第1号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問させ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確保し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職

務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（調書）

第10条の2 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

（都道府県知事への報告）

第10条の3 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

（行政手続法の適用除外）

第10条の4 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。

（審査請求の制限）

第10条の5 臨検等に係る処分については、審査請求をすることができない。

（行政事件訴訟の制限）

第10条の6 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第37条の4の規定による差止めの訴えを提起することができない。

（児童虐待を行った保護者に対する措置）

第11条 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号又は第26条第1項第2号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。

3 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

4 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

- 5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を行わせ、又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 児童相談所長は、第4項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。
- 7 都道府県は、保護者への指導（第2項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第11条第1項第2号ニの規定による指導をいう。以下この項において同じ。）を効果的に行うため、同法第13条第5項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせるとともに、第8条の2第1項の規定による調査若しくは質問、第9条の2第1項の規定による調査若しくは質問、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第33条第1項又は第2項の規定による児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

[R1.6.26 府共第98号 子発0626第1号]Ⅱ-8 児童虐待の再発防止のための措置

①都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号又は第26条第1項第2号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

[R1.6.26 府共第98号 子発0626第1号]Ⅱ-6 児童相談所への児童福祉司及びスーパーバイザーの配置基準等

⑧都道府県は、保護者への指導（虐待防止法第11条第2項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第11条第1項第2号ニの規定による指導）を効果的に行うため、スーパーバイザーに児童福祉司がその職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせなければならないこと。

（面会等の制限等）

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要であると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

- 2 前項の施設の長は、後項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。
- 3 児童虐待を受けた児童について施設措置等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第12条の2 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第33条第1項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

- 2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第12条の3 児童相談所長は、児童福祉法第33条第1項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせている場合（前条第1項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第12条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第12条の4 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われ、かつ、第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときには、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身近につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常

所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならないことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。
- 3 都道府県知事又は児童相談所長は、第1項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第1項の規定による命令をするとき（第2項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
- 5 第1項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合、児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が解除された場合又は第12条第1項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第28条第3項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られ、又は同法第33条第6項の規定により引き続き一時保護が行われている場合において、第1項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同法第28条第2項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判又は同法第33条第5項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。
- 6 都道府県知事又は児童相談所長は、第1項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

[H29.6.21 雇児発 0621 第1号]Ⅲ 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大

接近禁止命令は、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、例えば、性的虐待を受けた児童・生徒が、一時保護や保護者の同意の下での施設への入所の場合に、加害者（保護者）の待ち伏せの危険があるために通学できない、といった課題が指摘されていたことから、接近禁止命令を行うことができる場合を拡大する。

（施設入所等の措置の解除）

第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合において、当該児童に採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭環境その他厚生労働省令で定める事項を勘案

しなければならない。

- 2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

[R1.6.26 府共第98号 子発0626第1号]Ⅱ-8 児童虐待の再発防止のための措置

② 都道府県知事が児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案事項に、当該児童の家庭環境が含まれる旨を明確化すること。

(施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

第13条の2 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

- 第13条の3 市町村は、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設」という。)又は同法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業(次項において「特定地域型保育事業」という。)の利用について、同法第42条第1項若しくは第54条第1項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第24条第3項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第33条第2項又は第45条第2項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第19条第1項第2号又は第3号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。)又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

[H28.6.3 雇児発 0603 第1号]IV-1 親子関係再構築支援

虐待等のリスクが高く、施設入所等の措置や一時保護により、一旦、親子分離し、児童の安全を確保したケースについて、本来であれば、親子が共に暮らせるようにすることが最も自然な形と考えられるが、親子関係再構築がうまくいかず、より深刻な事態に陥るケースも見受けられる。その背景には、親子関係再構築について、支援が十分に行われず、また、関係機関間の連携が不十分という状況がある。

こうした事態を防止するため、児童相談所が措置等を解除するに当たっては、在宅に戻った後、親子に対し継続的なフォローを行い、親子関係が安定して再構築されるよう丁寧な支援を続けることが重要である。

このため、措置解除に当たり、児童相談所が、民間団体等への委託を含め、保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを行うこととし、措置解除後には、児童相談所が地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施することとする。

(資料又は情報の提供)

第13条の4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

[H28.6.3 雇児発 0603 第1号]III-9 関係機関等による調査協力

現行法上、児童相談所や市町村から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は提供できることとされている一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがある。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、児童相談所や市町村において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、これらの機関等についても、児童虐待に係る情報を提供できる主体に追加することとする。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第13条の5 都道府県知事は、児童福祉法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)に、第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(明治29年法律第89号)第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

[H28.6.3 雇児発 0603 第1号] I-5 しつけを名目とした児童虐待の禁止

依然として後を絶たない「しつけを名目とした児童虐待」を抑止する観点から、法律上「親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならない」旨を明記することとする。

[R1.6.26 府共第98号 子発 0626 第1号] I-1 親権者等による体罰の禁止

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(明治29年法律第89号)第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第15条 民法(明治29年法律第89号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(延長者等の特例)

第16条 児童福祉法第31条第4項に規定する延長者(以下この条において「延長者」という。)、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者(以下この項において「延長者の監護者」という。)及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為(以下この項において「延長者虐待」という。)については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第31条第2項から第4項までの規定による措置を同法第27条第1項第1号から第3号まで又は第2項の規定による措置とみなして、第11条第1項から第4項まで及び第6項、第12条の4並びに第13条第1項の規定を適用する。

- 一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。

三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 延長者又は児童福祉法第33条第10項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第31条第2項から第4項までの規定による措置を同法第27条第1項第1号から第3号まで又は第2項の規定による措置と、同法第33条第8項から第11項までの規定による一時保護を同条第1項又は第2項の規定による一時保護とみなして、第11条第5項、第12条から第12条の3まで、第13条第2項から第4項まで、第13条の2、第13条の4及び第13条の5の規定を適用する。

一 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。

三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

[H28.6.3 雇児発 0603 第1号]IV-5 18歳以上の者に対する支援の継続

児童福祉法では、児童の範囲を18歳未満の者としており、原則18歳未満の者に対して支援を行うこととしているが、当該児童の自立の観点から必要と認められる場合には、里親等委託や施設入所等の支援を20歳に達するまで継続できることとされている。

これは、18歳に達した時点で、その後の生活の見通しが何ら立っていないにも関わらず、機械的に措置を解除することとした場合、それまで行ってきた保護指導の効果が失われ、自立した生活を営むことが困難になるためである。

一方、児童福祉法の「児童」の年齢を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されることが不可欠である。このため、18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置等が採られている者について、必要な支援が継続できるようにすることとする。

（大都市の特例）

第17条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指

定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（罰則）

第18条 第12条の4第1項（第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による命令（第12条の4第2項（第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により第12条の4第1項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則（平成16年法律第30号） 抄

（検討）

第2条 児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後3年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確保又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等の法律の施行状況等を勘案して、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年法律第73号） 抄

（検討）

第2条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成28年法律第63号） 抄

（検討等）

第2条 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童（次項において「要保護児童」という。）を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、第1条の規定による改正後の児童福祉法第25条第1項の規定による要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後5年を目途として、この法律に

よる改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成 29 年法律第 69 号） 抄

（検討）

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

登別市要保護児童対策地域協議会の設置及び運営等に関する要綱

(設置)

第1条 登別市は、関係機関が連携して要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）、要支援児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。）又は特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。）への適切な支援を図るため、法第25条の2第1項に基づき登別市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 この要綱は、協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応することを目的とする。

(業務)

第3条 協議会は、法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- (3) 児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力体制に関する協議
- (4) 児童虐待に関する研修及び広報・啓発活動の推進
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(協議会の構成及び委員)

第4条 協議会は、別表1第1欄に掲げる行政機関、法人又は児童福祉に関連する職務に従事する者をもって構成する。

2 市長は、協議会を構成する者の名簿（以下「名簿」という。）を第10条に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）に据え置くものとし、前項に規定する関係機関等（以下「構成関係機関等」という。）の承認を得て、名簿に構成関係機関等の役員及び職員並びに個人の氏名を搭載するものとする。

3 名簿は、本人の同意がなければ、公開しないものとする。

4 市長は、別表1第2欄に掲げる者をあらかじめ協議会の委員として委嘱するものとする。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、別表1第2欄に掲げる者の互選により選出する。

2 会長又は副会長である構成関係機関等の協議会を構成する者に変更があった場合は、当該会長又

は副会長の属していた構成関係機関等の新たな協議会を構成する者が会長又は副会長になるものとし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(組織)

第6条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議によって構成する。

2 会長は、第3条各号に掲げる業務の円滑な執行のため必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求めて意見を徴することができる。この場合において、求めに応じて出席した者に対し、市長は、会議の協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、協議会が円滑に機能する環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 要保護児童等とその支援に関する協議会全般に関すること。

(2) 実務者会議から受けた活動報告に関すること。

(3) その他協議会の運営や目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 代表者会議は、会長が必要に応じて召集し、会長がその議長となる。

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、要保護児童等の支援の実施状況を把握し、円滑な支援が行われる環境整備を図るため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 支援を行っている事例についての定期的な状況管理等の事例管理に関すること。

(2) 支援を行っている事例の総合的把握及び要保護児童等の実態把握に関すること。

(3) 児童虐待の防止や要保護児童等の支援に関する課題の整理に関すること。

(4) 代表者会議又は個別ケース会議から受けた事項に関すること。

(5) その他実務者会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 実務者会議に座長を置く。

3 座長は、調整機関の長がこれを指名する。

4 実務者会議は、必要に応じて調整機関の長が招集し、座長が主宰する。

5 実務者会議は、公開しないものとする。ただし、会議の内容等により公開することが適当と認められる時は、公開することができる。

(個別ケース会議)

第9条 個別ケース会議は、個別の要保護児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、調整機関の長が指名する個別の要保護児童等の関係機関等担当する者で構成し、次に掲げる事項について協議する。

(1) 個別の要保護児童等の状況の把握及び問題点の協議、危険度や緊急度判定に関すること。

- (2) 個別の要保護児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
 - (3) 個別の要保護児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担、主担当機関等の決定並びにこれらについての担当者間の共通の認識の確保に関すること。
 - (4) 個別の要保護児童等に係る援助及び支援計画に関すること。
 - (5) 代表者会議又は実務者会議から受けた事項に関すること。
 - (6) その他個別ケース会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 個別ケース会議に座長を置く。
 - 3 座長は、調整機関の長がこれを指名する。
 - 4 個別ケース会議は、必要に応じて調整機関の長が招集し、座長が主宰する。
 - 5 個別ケース会議は、公開しないものとする。

(調整機関)

第10条 市長は、法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関として、登別市保健福祉部を指定し、こども家庭グループこども相談室がその事務を担う。

2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会に関する事務の総括に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び進行管理に関すること。
- (3) 要保護児童等の支援に関する構成関係機関等との連絡調整に関すること。

(個人情報保護の配慮)

第11条 協議会は、個人情報の管理、取扱い等を適正に行うとともに、法第25条の3の協力要請その他構成関係機関等以外の者に対する協力要請を行う際には、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月11日から施行する。
- 2 登別市児童虐待防止連絡会議設置要項（平成13年12月5日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月29日から施行する。
- 2 登別市要保護児童対策地域協議会の設置及び運営等に関する要綱（平成18年5月11日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年 4月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 4月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年 4月17日から施行する。

別表1（第4条関係）

区 分	第1欄	第2欄
	関係機関等の名称	機関等の代表者
国又は地方公共団体の機関 法第25条の 5第1号	登別市保健福祉部	保健福祉部部長
		こども育成グループ総括主幹
		こども家庭グループ総括主幹
		障がい福祉グループ総括主幹
		社会福祉グループ総括主幹
		健康推進グループ総括主幹
	登別市市民生活部	市民サービスグループ総括主幹
	北海道室蘭児童相談所	北海道室蘭児童相談所が推薦する者
	登別市教育委員会教育部	学校教育グループ総括主幹
		社会教育グループ総括主幹
北海道室蘭保健所	北海道室蘭保健所が推薦する者	
北海道札幌方面室蘭警察署	北海道札幌方面室蘭警察署が推薦する者	
札幌法務局室蘭支局	札幌法務局室蘭支局が推薦する者	
法 人 法第25条の 5第2号	登別市社会福祉協議会	登別市社会福祉協議会が推薦する者
	社団法人室蘭市医師会	社団法人室蘭市医師会が推薦する者
	登別市私立幼稚園協会	登別市私立幼稚園協会が推薦する者
その他 法第25条の 5第3号	登別市立小学校	登別市立校長会が推薦する者（小学校）
	登別市立中学校	登別市立校長会が推薦する者（中学校）
	室蘭人権擁護委員協議会の構成委員	室蘭人権擁護委員協議会が推薦する者
	民生委員児童委員・主任児童委員で市長が指定する者	登別市民生委員児童委員協議会会長

子ども虐待対応の手引き

(令和元年度改訂版)

令和2年2月

発行 登別市・編集 登別市保健福祉部

郵便番号 059-8701

住 所 登別市中央町6丁目11番地

電話番号 0143-85-6677